

「経済産業省（外局、地方経済産業局等を含む）のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築及び保守」意見招請結果に対する回答

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答案
1	意見	O1_調達仕様書	2	1	4	ウ	4	中部経済産業局の合同庁舎移転の時期についてご教示下さい。	作業工数に影響があるため。	現時点では、R8年7月を想定しています。
2	意見	O1_調達仕様書	3	1	5	図2	1	図2 作業想定スケジュールにて、作業項目「NW設計の事前調査・ネット」作業が令和6年1月から開始されています。 公開されているデジタル庁様の調達手続きマニュアルを確認すると、令和6年1月から開始はスケジュール的に難しいと思います。本スケジュールを全体的に後ろ倒しして頂けますでしょうか。	実施可能なスケジュールへ変更頂きたいため。	スケジュールを見直します。
3	質問	O1_調達仕様書	3	1	5	-	1	複合機・プリンタ等の接続や切替時期はいつ頃になりますでしょうか。また、設置台数やケーブルの余長など考慮すべき事項は閲覧資料でご提示いただける認識でよいでしょうか。 また、複合機・プリンタの配線等役割について、下記の認識でよろしいでしょうか。 ①L2SW⇄ローゼットまでのLAN配線：受注者 ②ローゼットの設置（複合機・プリンタ近く）：受注者 ③ローゼット⇄複合機・プリンタまでのLANケーブル用意：受注者 ④ローゼット⇄複合機・プリンタへのLAN結線：各拠点ご担当者様	作業範囲を明確にしたいため。	複合機・プリンタ等は経済産業省で別途調達し利用している機器となりますので、GSS利用開始と合わせてR8.7に切替を予定しています。設置は事前に行う予定ですが、設置位置等は室内レイアウトを閲覧資料で提示しますので、NW機器の設置位置を考慮の上見積ってください。また、役割については複合機・プリンタ等とのLAN結線のみ各拠点担当者を想定しています。
4	質問	O1_調達仕様書	3	1	5	-	1	図2にて調査設計業務がR7.1からとなっているが、4月からとする認識でよいか。また、全体的にスケジュールを後ろにずらすと考えるとよいか。	1.4.オにてR7.4頃から設計開始と記載があるため、図2との時期の齟齬が発生しているため。	契約は、R7年4月からを想定しています。仕様書を修正します。
5	質問	O1_調達仕様書	3	1	5	-	1	図2.作業想定スケジュールの文字が一部見切れております。見切れていないスケジュールを頂けないでしょうか。	正確な作業項目名を把握したいため。	仕様書を修正します。
6	意見	O1_調達仕様書	3	1	5	-	4	作業スケジュールにおいて本調達に係るものとして令和6年1月より「事前調査・ネット（切れているので「ネットワーク設計」と推測）」とありますが、開始時期の再検討をお願いします。	12月末までに落札者が決定するのは難しいと考えています。落札結果にかかわらず事前に作業着手は受けかねます。	スケジュールを見直します。
7	質問	O1_調達仕様書	3	1	4	ウ	1	中部経済産業局及び近畿経済産業局のネットワーク環境の設計・構築について、移転後のロケーションを前提として設計・構築を実施する理解でよいか（移転前のロケーションを前提とした設計・構築は行わない）	スケジュールの把握のため	中部経済産業局は、GSS移行に合わせて引っ越しを予定していますが、新庁舎の建設の遅延等も懸念されるため、旧庁舎のNWの構築も想定しております。 近畿経済産業局については、現行、複数の庁舎に入居している執務室(主に会議室)を1庁舎に集約し、また、その1庁舎内で執務室の変更を予定しています。主に会議室が入居している庁舎については、NWの構築を行わない予定です。
8	質問	O1_調達仕様書	3	1	5	-	1	図2の「LAN工事」において、「(本省・特許庁等)LAN配線・AP設置」とあるが、本矢羽根に該当する拠点は「拠点一覧」の#1,#2の「経済産業省本省」「特許庁」以外にどの拠点が該当するか。	スケジュールの把握のため	現状では、「経済産業省本省」「特許庁」を想定しています。その他は、地方拠点等での工事を想定しています。
9	質問	O1_調達仕様書	3	1	5	-	1	応札者は、提案書において、本調達に必要な作業を整理し、適切な作業スケジュールを提案することと記載がありますが、図2のスケジュールを参考に、スケジュールを提案させていただき理解でよろしいでしょうか。	提案書記載の際に、適切な作業スケジュール提案が求められているため。	納期に合う適切なスケジュールのご提案を願います。
10	質問	O1_調達仕様書	4	2	1	-	1	図3の「GSSネットワーク」において全国網アクセスサービス及びモバイルアクセスサービスはGSSDC（東日本）（※TYO2と想定）とのみ接続しているように見受けられる。「オーバーレイネットワークシステム」において、モバイルもしくは全国網を引き込んでいる拠点は、GSSDC（東日本）とのみオーバーレイトンネルを張ればよいということか。また、要件定義書の図1では全国網及びモバイル網はGSSDC（西日本）（※OSA2と想定）にも引き込まれているが、どちらが正か。	ネットワーク設計のため	図の修正をいたします。
11	意見	O1_調達仕様書	10	6	2	ス	1	議事録について、「翌営業日以内に受注者にて作成・提示」との記載がありますが、3営業日以内へ緩和いただけないでしょうか。	議事録の品質を維持することで、デジタル庁様との認識齟齬を減らし、円滑なプロジェクト遂行に繋がると考えるため。	検討の結果、記載の通りといたします。なお、議事録は次回会合の準備に必要なため、ポイントを絞って作成することとし、翌営業日以内に作成いただくことを求めています。
12	意見	O1_調達仕様書	10	6	2	ス	1	「打合せ等の議事録」について、打合せ後、翌営業日以内に受注者にて作成・提示するとの記載がございます。 打合せ開催が夜間になることや、同日に複数の打合せが開催されるなど、会議開催の要件次第で翌営業日以内の提示が難しいと考えます。先行案件に合わせて、3営業日が望ましいと存じますが、議事録の提示時期について再考いただけないでしょうか。	プロジェクト実施に当たって確実な遂行を望むため。	検討の結果、記載の通りといたします。なお、議事録は次回会合の準備に必要なため、ポイントを絞って作成することとし、翌営業日以内に作成いただくことを求めています。
13	質問	O1_調達仕様書	14	6	3	カ	1	「(イ) 複数の事業者に関係する、GSSの全体に係るようなテスト（結合テスト及び総合テスト等）は、関連する事業者と協働すること。 (ウ) 個別システム等の接続時の各種テストは、個別システム所管部課及び個別システム事業者等と協働し、実施すること。」 について、個別システムの移行にあたってのテストであるとお見受けするが、個別システム事業者が事業者間連携の主となるか。	役割分担の把握のため	ご認識のとおりです。
14	意見	O1_調達仕様書	15	6	3	ケ	1	「(ア) 報告会」について、会議終了後、結論や双方の課題をまとめた議事録を翌営業日以内に作成するとの記載がございます。 打合せ開催が夜間になることや、同日に複数の打合せが開催される場合には翌営業日以内の提示が難しいと考えます。先行案件に合わせて、3営業日が望ましいと存じますが、議事録の提示時期について再考いただけないでしょうか。	プロジェクト実施に当たって確実な遂行を望むため。	検討の結果、記載の通りといたします。なお、議事録は次回会合の準備に必要なため、ポイントを絞って作成することとし、翌営業日以内に作成いただくことを求めています。
15	質問	O1_調達仕様書	15	6	3	キ	1	操作手順書に含めるべき操作内容は、職員様が何をできることを目的とする手順書か。	作成対象のマニュアルが備えるべき粒度を把握するため（公正取引委員会の調達でもお伺いしたが、念のため再度ご質問させていただく）	構築後、デジタル庁にて一元的な運用を行うことを想定しております。管理者が行うべき操作について、操作手順書を作成いただく想定です。
16	意見	O1_調達仕様書	15	6	3	ケ	-	(ア)報告会において、議事録は翌営業日中に作成・提出することになっているが、3営業日以内に緩和いただきたい。	高品質(内容の充実・誤字脱字なし・読み直しやすい文章)の議事録の作成のために、議事録作成に加えて社内レビューの時間を担保するため。	検討の結果、記載の通りといたします。なお、議事録は次回会合の準備に必要なため、ポイントを絞って作成することとし、翌営業日以内に作成いただくことを求めています。
17	質問	O1_調達仕様書	16	6	4	ア	1	(ア)について、「受注者は、導入したハードウェア・ソフトウェアの販売終了予定や保守可能期限終了予定等が判明した時点で、遅延することなく、当庁に当該製品等の報告を行うとともに、その後の保守可能期間についても報告すること。」とあるが、遅延とは具体的にどの程度の期間を想定されているか。	要件を正確に把握するため。	運用に支障が生じることのないよう対応策を講じる期間を考慮して速やかにご報告いただくことを想定しています。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答案
18	質問	O1_調達仕様書	16	6	4	ア	1	(キ)について、技術的なサポートは、以下の例の他にどのような内容が含まれるか。 例：技術的な問い合わせに関する対応、納品した成果物に関するご質問への対応	要件を充足する要員の確保のため	要件定義書に記載する「保守・監視について」や「設備・工事など」等が本調達受注者の役務となります。
19	質問	O1_調達仕様書	16	6	4	ア	1	(ケ)について、受注者にて説明する担当職員様は、デジタル庁様の本調達を担当する職員様のことであり、経済産業省の各拠点のご担当者は含まない理解でよいか。	体制の確保のため	デジタル庁のGSSネットワーク担当職員です。
20	質問	O1_調達仕様書	16	6	6.4	ウ	1	障害報告書のフォーマットは指定ございますでしょうか。 指定がない場合、電子報告書の使用は可能でしょうか。	フォーマットが不明なため。	受注後協議願います。
21	質問	O1_調達仕様書	17	6	6	オ、(ア)	1	検収のための試験運用期間をご提案する理解でよろしいでしょうか。	検収のために完了すべきタスクのスケジュール感を明確にするため。	納期に合う適切なスケジュールを提案願います
22	質問	O1_調達仕様書	17	6	6	オ、(ア)	1	試験運用は担当職員様実施と理解しております。試験運用のため、受注者の作業としては、負荷試験のやり方等のご支援をすることでよろしいでしょうか。	作業工数を見積る際に、受注者の作業を明確にしたいため。	仕様書に記載のとおり対応願います。
23	質問	O1_調達仕様書	20	7	1	ウ、(キ)	1	「収集したデータ等を消去」とありますが、納品したネットワーク機器における各種設定情報などはこの「データ」に該当しないという理解でよろしいでしょうか。	消去する対象を明確にしたいため。	成果物となる情報は消去しないよう適切に対応願います。
24	質問	O1_調達仕様書	21	7	1	エ	1	プロジェクトメンバの条件については、複数名で条件を満たせばよろしいでしょうか。	本調達におけるプロジェクトメンバは複数人を想定し、全プロジェクトメンバにおいて必須条件となると体制を構築する上で難しく、また要員工数の単価も上がり初期コストに影響が出るため。	プロジェクトメンバにおいては、体制として要件を満たしていれば問題ありません。
25	意見	O1_調達仕様書	22	7	1	ウ	1	「(ウ) プロジェクトメンバの条件」プロジェクトメンバの条件の適用範囲を複数の担当者で満たすことに緩和いただきたいです。	末端のメンバまでスキル要件を満たすとすると要員のコストが上がってしまうため。	プロジェクトメンバにおいては、体制として要件を満たしていれば問題ありません。
26	質問	O1_調達仕様書	22	7	1	エ、(ウ)ーG	1	「ICSSP」とありますが、「CISSP」の誤記ではないでしょうか。	(ISC)2の認定資格に「ICSSP」はないため。	ご認識の通りです。修正します。
27	質問	O1_調達仕様書	23	7	3	オ	1	現地調査を円滑に進めるために、事前に拠点ごとの石綿有無を把握したいと考えておりますが、貴庁より建築物石綿含有建材調査報告書及び建物の着工年数を閲覧資料として開示していただけないでしょうか。	作業工数を明確にしたいため。	閲覧資料として開示します。なお、状況が不明な建物があった場合は「不明」として開示します。
28	意見	O1_調達仕様書	23	7	3	オ	1	「閲覧資料を確認のうえ、必要に応じて、受注者は工事前に石綿調査を実施すること。調査の結果、石綿がある拠点については、適切な対策を講じたうえで工事を実施すること」につきまして、閲覧資料において石綿含有の机上調査に必要な建材リストの提供が可能な拠点数を明示していただくようご検討をお願いできますでしょうか。	閲覧資料において石綿含有の机上調査に必要な建材リストの提供が可能な拠点数が明示されていない場合、精緻な見積が算定できないため。また、必要情報を明確にできない場合、既存環境を把握している事業者のみが有利となるため調達の公平性に反すると考えるため。	閲覧資料として開示します。なお、状況が不明な建物があった場合は「不明」として開示します。
29	質問	O1_調達仕様書	24	7	5	イ	1	「不正アクセスの防止や万が一侵入された場合のログ等の証拠を蓄積するとともに、検知・通知を行えるようにすること。」と記載がありますが、別添資料1要件定義書を確認すると、ログの転送先が既存で存在する認識で、検知・通知を行うのはログ転送先の機能で実施することで相違ないでしょうか。	本仕様で導入すべき、機器構成を明確にしたいため。	仕様書に記載のとおり対応願います。
30	質問	O1_調達仕様書	25	7	3	オ	1	「石綿調査」について、閲覧資料を確認のうえ必要に応じて石綿調査することと記載がございます。 石綿調査に必要な「建物の着工年代」「過去の石綿事前調査結果」「増築や改築の有無」などの情報を閲覧資料で明示していただけますでしょうか。	作業項目を明確にし、積算を行うため。	閲覧資料として開示します。なお、状況が不明な建物があった場合は「不明」として開示します。
31	質問	O1_調達仕様書	25	7	3	オ	1	「石綿調査」について、閲覧資料を確認のうえ必要に応じて石綿調査することと記載がございます。 石綿処理対応は国土交通省さまが指定する「アスベストの飛散性・非飛散性」のレベル3想定での調査・対策・処理をすることを宜しいでしょうか。	作業項目を明確にし、積算を行うため。	閲覧資料として開示します。なお、状況が不明な建物があった場合は「不明」として開示します。
32	質問	O1_調達仕様書	25	7	7	ア	1	(ア)「契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制並びに以下に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等について、当庁の担当職員に提示し、了承を得た上で確認書類として提出すること」について、「成果物一覧」に記載されている資料のどれにあたるか。	作成ドキュメントのイメージの把握のため	成果物一覧のプロジェクト管理要領に含む資料です。
33	質問	O1_調達仕様書	25	7	7.6	イ	1	保守サービスにおける業務従事者とは保守員の認識で合っていますでしょうか。	広範囲に考えるとコンタクトセンター、倉庫、物流、スタッフ等、多岐にわたるため。	ご認識の通りです。
34	質問	O1_調達仕様書	26	7	7	ア	1	保守期間終了時に構築機器の廃棄処理は不要な認識でよいでしょうか。 必要な場合、対象となる機器とデータ消去の必要性等があればご提示いただきたい。	作業範囲を明確にしたいため。	保守期間終了後の廃棄処理の対応は不要です。仕様書へ以下の内容を追記します。 「保守期間終了時の廃棄処理は本調達に含まれない。」
35	質問	O1_調達仕様書	26	7	7	ア、(シ) D	1	「ソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに」とありますが、情報収集するタイミング/サイクル/報告形式/粒度等に指定はありますか。また情報提供は月次ペースでよろしいでしょうか。	対応する要員/体制の検討が必要であるため。	随時実施願います。
36	質問	O1_調達仕様書	26	7	7	ア、(シ) D	1	「脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得たうえで対策を講じること」とありますが、対策としてパッチ適用やバージョンアップが考えられますが、それらの対応作業も今回の調達に含む（費用を加味する）との理解でいいでしょうか。	費用積算のため。	仕様書に記載のとおり対応願います。
37	質問	O1_調達仕様書	28	7	9	エ、(オ)	1	「GSSの運用及び利用を支援・指導する要員を配置すること。」とありますが、どのような支援・指導が必要か詳細な内容をご教示いただけますでしょうか。	作業内容が不明確だったため。	仕様書に記載のとおり対応願います。
38	質問	O1_調達仕様書	31	7	9	キ	1	(コ)について、APやネットワーク機器の設置にあたりビルの共用部分やファシリティの工事が必要になる場合、ビル管理事業者に対しては、事業者から発注することになるのか？	役割分担の把握のため	ビル管理事業者に対しては、受注者からの発注になります。
39	意見	O1_調達仕様書	31	7	9	キ、(コ)	4	「民間ビル等での施工においては、当該民間ビル等の指定事業者等に作業を再委託する可能性があることに留意すること。」とあるが、具体的には何を想定しているか明確にしてください。	民間ビルでの作業においては、出入りの工事業者を指定業者として使用しなければ作業できない場合が想定されるが、どの部分について留意が必要か（業者間調整、指定業者への費用支払い等）が明確でない場合、積算が困難なため。	本調達においては、本事項は該当しない。
40	意見	O2_要件定義書	1	1	3	-	3	適用期間として、「契約日から契約満了日（令和11年9月30日）までとする。」と記載がありますが、SLAの対応が構築期間も含むこととなります。構築期間からSLAの適用になるのでしょうか。SLA適用日の記載をお願いします。	SLAの適用が、いつから適用となるか明確にしたいため。	GSS運用開始日からとします。
41	意見	O2_要件定義書	2	1	3	ア	3	「借入期間（撤去期間は含まない）は、ネットワーク機器導入から令和11年9月30日までとする。」と記載ありますが、開始日の記載をお願いします。	費用積算する上で、必要な情報のため。	納品機器の検収が完了してからとする
42	意見	O2_要件定義書	2	1	5	-	1	「今後、拠点の統廃合や接続方法が契約期間中において変更される可能性がある。これらの変更については、本契約内で対応すること」とあるが、契約期間中に追加で発生する工事・作業については本仕様の対象外としていただきたい。	作業内容が確定していない作業についてのケーブル配線、機器設置等工事・作業の積算が困難であるため。	入札公告時に判明している情報については、閲覧資料に記載いたします。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答案
43	質問	O2_要件定義書	2	1	5	-	1	「今後、拠点の統合や接続方法が契約期間中において変更される可能性がある。」について、接続方法の変更というのは回線の集約で認識していますでしょうか。	接続方法が何を指しているのかが不明瞭だったため。	ご認識の通り。
44	質問	O2_要件定義書	2	1	5	-	1	本契約内での移転は近畿経済産業局と中部経済産業局の2拠点という理解でいいでしょうか。	費用積算のため。	ご認識の通り。
45	質問	O2_要件定義書	2	1	5	-	1	近畿経済産業局と中部経済産業局の2拠点移転とは、現行の場所に設置後、移転先へ移設するというでいいでしょうか。平行設置や移転先へのみ設置という事はございますでしょうか。	費用積算のため。	ご認識の通り。
46	意見	O2_要件定義書	2	1	5	-	4	入札公告が出る際に、判明している統合や移転計画などの情報を閲覧資料に記載いただけますでしょうか。	現在判明している計画を元に拠点情報を整理し、工事工数や必要な経費を明確にするため。	入札公告時に判明している情報については、閲覧資料に記載いたします。
47	質問	O2_要件定義書	2	1	5	-	1	「スケジュール上の留意点」について、今後、拠点の統合や接続方法が契約期間中において変更される可能性があるとの記述がございました。 入札公告が出る際に、判明している統合や接続方法の変更、移転計画などの情報を閲覧資料で明示していただけますでしょうか。	現在判明している計画を元に拠点情報を整理し、工事工数や必要な経費を明確にするため。	入札公告時に判明している情報については、閲覧資料に記載いたします。
48	意見	O2_要件定義書	2	2	1	ウ	3	「GSSが整備する統合監視システムと連携するシステム」と記載ありますが、GSSが整備する監視機器の名称を記載いただけますでしょうか。	監視機器を選定する際に、GSSが提供する監視機器と連携する必要がある場合、その機器が連携可能か確認したいため。	閲覧資料にてご確認願います
49	質問	O2_要件定義書	3	2	1		2	「拠点ゲート機器」は既設と理解した。機器の型番や、config、ポート設定、アドレス設定等は閲覧資料による確認対象か？	設計のため	閲覧資料で提示します。
50	質問	O2_要件定義書	3	2	1		2	アドレス設計について、デジタル庁の設計ポリシーに基づき、事業者側でアドレス設計をするという考え方でよいか。 ※設計ポリシー例： -A拠点はx.x.x.0/24、B拠点はy.y.y.0/24、C拠点は、、、を割り当てる。 -セグメントの末尾X個はMFPなど固定IPアドレスに用いる -セグメントの冒頭X個はDGWなどNW機器の固定IPアドレスに用いる	役割分担のため	経済産業省側でのアドレス計画も含まれるので、アドレス情報については、受注後別途提供します。
51	質問	O2_要件定義書	3	2	3	ア	1	別紙1 拠点一覧で想定回線(正)：専用線、想定回線(副)：フレッツ、もしくはVNEの構成拠点におきまして、拠点ゲート機器を正系に配置、オーバーレイ 拠点機器は副系に配置する認識であっていただけますでしょうか。	構成を確認したいため。	当該構成においては、拠点ゲート機器の利用は想定していない。
52	質問	O2_要件定義書	4	2	3	ウ	2	(イ)の「相互接続集約ネットワーク機器」は受注者の調達・整備対象と記載があるが、p.3の図1に当該機器は見受けられない。「相互接続集約ネットワーク機器」は各DCにて主系/副系のオーバーレイ集約機器をLAN側で収容するものであり、本調達の対象に含まれるという理解で良いか。	調達対象の把握のため	指摘区分は調達対象です。仕様書の関連図(図1)を修正します。
53	質問	O2_要件定義書	4	2	2.3	イー(キ)	1	【書類上の記載】 xFlow技術等によりフロー情報を別途整備するコレクターなどにおいて観測できる機能を有することを推奨する。 【質問】 別途整備するコレクターについて想定されている機種がございましたら、開示していただけないでしょうか？	要件を明確にするため	標準的な技術を用いた機種を選定願います。
54	質問	O2_要件定義書	4	2	3	ウ(ク)	1	別紙1 拠点一覧記載のどの拠点が東日本地域、西日本地域の収容となりますでしょうか。	収容数によって、必要となる帯域が決まるため。	通信事業者における収容区分によります
55	質問	O2_要件定義書	4	2	3	イ	2	オーバーレイ集約機器と、相互接続集約ネットワーク機器を接続するメディアの規格の指定はございますでしょうか。指定がございましたらご教示いただけます。	調達範囲を明確にしたいため。	事業者からのご提案をお願いします。
56	質問	O2_要件定義書	5	2	3	フ(コ)ー	1	オーバーレイ 拠点機器～オーバーレイ集約機器間の通信において、障害発生時に切り替えた際、オーバーレイ集約機器のトラフィックが溢れても問題ない認識で相違ないでしょうか。また、各拠点の回線帯域は提示いただける認識でよろしいでしょうか。	どこまで許容されるのか確認したいため。	性能縮退を伴ってでもサービス継続できるようにすること。
57	質問	O2_要件定義書	5	2	3	フ(コ)ー	1	各拠点の回線帯域は提示される認識でよろしいでしょうか。	回線手配に必要な情報のため。	閲覧資料にてご確認願います
58	意見	O2_要件定義書	5	2	3	エ	4	WAN側のメディアタイプはO2_別添資料1、要件定義書の該当箇所とO3_別添資料1_別紙1_拠点一覧に基づき、原則1Gbase-Tとし、10G-LRと記載がある拠点のみ指定のメディアタイプに対応するという認識でよろしいでしょうか。また、WAN側のメディアタイプに追加の指定があれば追記をお願いできますでしょうか。	仕様を明確化したいため。	拠点一覧において空欄となっている箇所は、1Gbase-Tを予定しています。1Gbase-T以外の指定メディアタイプについては、拠点一覧にてご確認ください。
59	質問	O2_要件定義書	5	2	3	エ	1	「(イ) オーバーレイ 拠点機器」について、別紙1に「メディアタイプ」として1Gbase-LX等を記載されると記載がございました。 しかし、別紙1 拠点一覧には10G-LRしかないように見受けられますが、入札公告時に1Gbase-LX等を記載される拠点などがあるのでしょうか。	仕様を明確化するため。	拠点一覧において空欄となっている箇所は、1Gbase-Tを予定しています。1Gbase-T以外の指定メディアタイプについては、拠点一覧にてご確認ください。
60	質問	O2_要件定義書	5	2	3	エ,(イ)ー	1	別紙1 拠点一覧に「メディアタイプ」の記載が確認できません。記載された全ての拠点は「1Gbase-T」のインターフェースになりますでしょうか。	インターフェース仕様を確認したいため。	拠点一覧資料に詳細を記載いたします。
61	質問	O2_要件定義書	5	2	3	エ	2	(イ)「B 全国網サービスの利用不能や通信障害時において、全国網サービスの代わりにモバイルサービスを利用し、同一のオーバーレイネットワークを提供可能であること。」について、 ・主系回線が全国網、副系回線がモバイルの場合、主系回線の障害時に副系回線に切り替わること、と同義との理解でよいか。 ・主系回線が専用線、副系回線が全国網の場合、専用線と副系回線の両系が断じた際にモバイルへの切り替えは不要との理解でよいか。 ・主系回線と副系回線がともにモバイルの場合は本要件の対象外との理解でよいか。	設計のため	ご認識のとおりです。
62	質問	O2_要件定義書	5	2	3	エ	2	(イ)「D 別紙1において冗長構成を指定された拠点を除き、冗長構成としなくともよい。」について、拠点一覧の「オーバーレイ 拠点機器等の冗長化」より全拠点が冗長構成の対象のようであるが(拠点一覧「オーバーレイ 拠点機器等の冗長化」、「欠番」を除く)、冗長構成を必須としない拠点はありますか。	設計のため	拠点一覧資料を更新しました。拠点一覧資料にてご確認ください。
63	質問	O2_要件定義書	5	2	3	エ,(イ)ー	1	冗長構成を指定された拠点は、別紙1 拠点一覧で複数回線記載されている拠点が冗長構成する拠点の理解でよろしいでしょうか。	冗長化指定の該当拠点を確認したいため。	拠点一覧資料に詳細を記載いたします。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答案
64	質問	O2_要件定義書	5	2	2.3	エ-イ	1	<p>【書類上の記載】 モバイルサービスは、当庁が提供するSIM（加入者識別モジュール）を使用して、接続可能な機能性を有すること。なお、オーバーレイ拠点機器は、モバイルサービスなどを利用するためのモデム等の機器が本体に内蔵又は分離（外付け）されていてもよい。</p> <p>【質問】 分離してモデム等の機器を用意する場合、その機器についても、統合管理監視システムの管理対象となり、“P4 イ 構成するネットワーク機器の(オ)”、並びに“P15 イ 統合管理監視システムに求める技術要件の(ア)~(ウ)”を満たす必要があるという理解でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	モバイルサービスのモデム機器を分離した場合は、監視対象外とします。
65	質問	O2_要件定義書	5	2	2.3	エ-イ	1	<p>【書類上の記載】 モバイルサービスは、当庁が提供するSIM（加入者識別モジュール）を使用して、接続可能な機能性を有すること。なお、オーバーレイ拠点機器は、モバイルサービスなどを利用するためのモデム等の機器が本体に内蔵又は分離（外付け）されていてもよい。</p> <p>【質問】 モバイルサービスなどを利用するためのモデム等の機器に障害があった際には、“別添資料2 2-2 SLA 評価対象の障害種別の定義等”にある“1-3 障害種別”ではどの障害に分類されますか？内蔵と外付けで分類が異なるのであればそれぞれ教えてください。</p>	要件を明確にするため	分類は異なりません。オーバーレイ機器の部品故障と捉え、SD-WAN ルータ片系障害(1台)相当となります。
66	質問	O2_要件定義書	5	2	2.3	エ-イ	1	<p>【書類上の記載】 冗長構成の場合、全国網サービスへの接続をハブなどにより分離し、冗長構成となる機器において全国網サービスの接続を共有できるようにし、冗長構成における片系障害においても全国網サービスが利用可能であること</p> <p>【質問】 全国網サービスについては、上記のように冗長構成時に両系の機器が接続可能にするという要件がございますが、モバイルサービスへの接続についても、同様に、冗長構成の場合は両系の機器で接続できるようにする必要がありますという認識でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	拠点SIMは1枚提供となります。差し替えれば通信可能な状態としてください。
67	質問	O2_要件定義書	5	2	2.3	エ-イ	1	<p>【書類上の記載】 冗長構成の場合、全国網サービスへの接続をハブなどにより分離し、冗長構成となる機器において全国網サービスの接続を共有できるようにし、冗長構成における片系障害においても全国網サービスが利用可能であること</p> <p>【質問】 別途設置するハブについては、単一障害点になるため、他のネットワーク機器と同等の管理が必要になると考えますが、その認識でよろしいでしょうか？また、このハブの障害については、“別添資料2 2-2 SLA 評価対象の障害種別の定義等”にある“1-3 障害種別”ではどの障害に分類されますか？</p>	要件を明確にするため	回線+分岐用HUB故障を含め、全国網サービスへアクセス不可となった際はモバイル網に切り替える想定です。また、HUB故障時はONUとオーバーレイ機器を直結することで暫定復旧できるものと考えています。HUBの冗長については事業者様ごとにご提案ください。（HUBは冗長しなくても問題ありません）
68	質問	O2_要件定義書	5	2	2.3	エ-イ	1	<p>【質問】 L2 エクステンションの要件についてですが、広範囲に同セグメントのNWが広がるため、拠点用、集約用ネットワーク機器を選定するにあたり、当該機器がどの程度のMACアドレス数を学習する必要があるか知る必要がございますが、提案前に知る術があるという理解でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	一般的に4000以上の学習が必要と考えておりますが、経済産業省における実情につきましては、受注後に情報提供いたします。
69	質問	O2_要件定義書	5	2	2.3	エ-ア	1	<p>【書類上の記載】 地方拠点等に設置するオーバーレイ拠点機器は、オーバーレイ集約機器との間において、以下の要件を満たす暗号化通信処理能力を満たさなければならない。 A 暗号化方式：CRYPTRECの電子政府推奨暗号リストに定めるところの暗号方式（例：AES128bit）又はそれに準ずる強度を有する暗号化方式 B 別紙1において、小規模拠点又は記載がない拠点（小規模拠点とみなす）においては、フレームサイズ512byteにおいて100Mbps以上の処理能力 C 別紙1において、中規模拠点と記載がある拠点においては、フレームサイズ512byteにおいて500Mbps以上の処理能力</p> <p>【質問】 オーバーレイ拠点機器で提案されるルータやファイアウォール等については、複数機能を動作させる場合に性能が縮退することが一般的であるが、本要件については、暗号化通信処理能力として、記載の処理性能を有していればよいという理解でよろしいでしょうか？</p>	器選定に必要なため	本仕様書で規定する機能の実現下において、本処理能力を満たし、維持できる時期の提案を願いたい。
70	意見	O2_要件定義書	6	2	3	オ	2	<p>以下要件を追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・L2エクステンションの数は全体で4000以上をサポートできること。</p>	省庁間ローミング等の今後の拡張性を考慮し、要件を明確にした上で、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	以下のとおり要件を追記します。 ・(カ)L2エクステンションの数は全体で500以上をサポートできること。
71	質問	O2_要件定義書	6	2	3	オ	1	<p>【書類上の記載】 L2 エクステンションを利用した接続について当庁は、オーバーレイネットワークシステムにより、レイヤー2 たる仮想イーサネット回線を GSSDC と拠点の間で構成することを想定している。拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、当該仮想イーサネット回線にて、基幹部と GSSDC 内の相互接続集約ネットワーク機器間において、レイヤー2VID の通信及び、そのレイヤー2VID 上にレイヤー3 ネットワークを構成しなければならない。</p> <p>【質問】 「レイヤー2VID 上にレイヤー3 ネットワークを構成しなければならない」と記載されていますが、こちらを実現するために、オーバーレイネットワーク機器としては、WAN側でレイヤー2 たる仮想イーサネット回線を動作させた上で、LAN側ではL3ルーティングを動作させる必要があるという理解でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	ご質問の内容については、仕様書の要件を満たしていると解釈しております。要件を満たす適切な提案をお願いいたします。
72	質問	O2_要件定義書	6	2	3	オ	1	<p>【書類上の記載】 L2 エクステンションを利用した接続について当庁は、オーバーレイネットワークシステムにより、レイヤー2 たる仮想イーサネット回線を GSSDC と拠点の間で構成することを想定している。拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、当該仮想イーサネット回線にて、基幹部と GSSDC 内の相互接続集約ネットワーク機器間において、レイヤー2VID の通信及び、そのレイヤー2VID 上にレイヤー3 ネットワークを構成しなければならない。</p> <p>【質問】 「拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、-中略- そのレイヤー2VID 上にレイヤー3 ネットワークを構成しなければならない」と記載されていますが、基幹部が設置されない拠点については、末端部でレイヤー3 ネットワークを構成できるような機器を選定する必要がありますか？もしくは、基幹部が設置されていない拠点については、レイヤー3 ネットワークの構成は不要と理解すればよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	基幹部が設置されない拠点においては、末端部とGSSDC内の相互接続集約ネットワーク機器間において、レイヤー2VIDの通信及び、そのレイヤー2VID上にレイヤー3ネットワークを構成しますので、仕様書を修正いたします。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答案
73	質問	O2_要件定義書	6	2	3	オ	1	【書類上の記載】 L2 エクステンションを利用した接続について当庁は、オーバーレイネットワークシステムにより、レイヤー2たる仮想イーサネット回線を GSSDC と拠点の間で構成することを想定している。拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、当該仮想イーサネット回線にて、基幹部と GSSDC 内の相互接続集約ネットワーク機器間において、レイヤー2VID の通信及び、そのレイヤー2VID 上にレイヤー3ネットワークを構成しなければならない。 【質問】 「拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、-中略- そのレイヤー2VID 上にレイヤー3ネットワークを構成しなければならない」と記載されていますが、ここでいうレイヤー3ネットワークとは、「基幹部・末端部の技術要件 オ」に記載されている「IPv4/IPv6に対応したOSPFルーティング規格」だと捉えればよろしいでしょうか？	要件を明確にするため	ご認識のとおりです。
74	質問	O2_要件定義書	6	2	3	オ	1	【書類上の記載】 L2 エクステンションを利用した接続について当庁は、オーバーレイネットワークシステムにより、レイヤー2たる仮想イーサネット回線を GSSDC と拠点の間で構成することを想定している。拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、当該仮想イーサネット回線にて、基幹部と GSSDC 内の相互接続集約ネットワーク機器間において、レイヤー2VID の通信及び、そのレイヤー2VID 上にレイヤー3ネットワークを構成しなければならない。 この仮想イーサネット回線機能を L2 エクステンションと呼称し、L2 エクステンションは、2 拠点以上の拠点間で仮想イーサネットネットワークを構成できる機能である。L2 エクステンションは、以下の機能要件をみたさなければならない。 【質問】 すべての拠点間通信をL2エクステンション上で実現する必要はなく、GSSのLANシステムなどについては、レイヤー3オーバーレイ上に実現すればよいという認識でよろしいでしょうか？	要件を明確にするため	ご理解のとおりですが、要件を満たす適切なご提案をお願いします。
75	質問	O2_要件定義書	6	2	3	オ	1	L2 エクステンションを利用した接続は、どの拠点でどのような使用を想定されていますでしょうか。	L2エクステンション使用拠点及び用途を確認したいため。	仕様書に記載のとおり対応願います。
76	意見	O2_要件定義書	6	2	3	オ	2	以下要件を以下要件を追加いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・拠点をリージョン単位で構成し、各リージョン内はリージョン代表拠点を中心にリージョン内拠点間のVLAN通信が可能であること。 ・リージョン代表拠点を經由し、各拠点とGSS DC間をVLAN通信が可能であること。	今後の拠点数増加を考慮すると、拠点追加に伴う設計・構築が容易となる本構成が有効であると考えており、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	原文の通りといたします。なお、ご意見の主旨をご提案いただくことは可能です。
77	意見	O2_要件定義書	6	2	3	オ	2	以下要件を追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・アプリケーションごとに優先順位付けを設定できる機能を有すること。 ・総帯域幅の可用性を計算した上で動的にアプリケーションごとに帯域幅を制限できる機能を有すること。	特に認証系通信の優先制御や、帯域を圧迫する定期的な通信に対する帯域制御は業務継続性の観点で重要と考えるため。	加点項目として追記いたします。
78	意見	O2_要件定義書	6	2	3	オ	2	以下要件を追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・拠点をリージョン単位で構成し、各リージョン内はリージョン代表拠点を中心にリージョン内拠点間のVLAN通信が可能であること。 ・リージョン代表拠点を經由し、各拠点とGSS DC間をVLAN通信が可能であること。	今後の拠点数増加を考慮すると、拠点追加に伴う設計・構築が容易な本構成が有効であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	原文の通りといたします。なお、ご意見の主旨をご提案いただくことは可能です。
79	意見	O2_要件定義書	6	2	3	オ	2	以下要件を追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・マルチキャストトラフィックの転送をサポートできること。	マルチポイントツーマルチポイント通信等をサポートすることが出来るため、貴庁の本ネットワーク利用の拡張性に寄与する機能であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	原文の通りといたします。なお、ご意見の主旨をご提案いただくことは可能です。
80	意見	O2_要件定義書	7	2	3	オ-(イ)	3	【書類上の記載】 B 多拠点間接続サービス`任意のオーバーレイ拠点機器、オーバーレイ集約機器の中から任意の3点間以上において、帯域共有型の仮想イーサネット回線を構成できること。また、各点において、MACアドレスに対する行先を取りまとめたFDBを構成し、ショーテストパスにて転送できること。ショーテストパスとは、転送においてオーバーレイ集約機器經由しなければ転送できないのではなく、FDB上の相手に対して直接転送することである。 【意見】 FDBでの定義ではなく、別アーキテクチャでショーテストパスを実現しているため、以下の表現で記載をお願いいたします。 「また、各点において、MACアドレスに対する行先を取りまとめたDB等を構成し、ショーテストパスにて転送できること。ショーテストパスとは、転送においてオーバーレイ集約機器經由しなければ転送できないのではなく、相手に対して直接転送することである。」	機能的な公平性の観点から	仕様書の記載を修正し「FDB」と断定せず、「FDB等」へ修正します。
81	意見	O2_要件定義書	7	2	3	オ-(エ)	1	【書類上の記載】 (エ) アンダーレイ側のMTUに応じて、オーバーレイ側のTCP通信については、MSSコントロールやパスMTU ディスカバリ等を機器において制御することによりオーバーレイ上の通信性能の低下やフラグメント発生を抑制する機能を有すること。 【意見】 MSSコントロール等は一般的にL2処理部ではなくL3処理部に実装される機能となります。L2処理部で実現可能な製品は非常に限定的となるため、削除いただけないでしょうか。	機能的な公平性の観点から	機能要件として必須です。 該当する機器をご提案をお願いします。
82	意見	O2_要件定義書	8	2	2.3	オ	2	「L2エクステンションの数は4000以上をサポートできること」を仕様追加検討よろしくお願いします。	柔軟な構成検討及び拡張が図れるため	以下のとおり要件を追記します。 ・(カ)L2エクステンションの数は全体で500以上をサポートできること。
83	意見	O2_要件定義書	8	2	2.3	オ	2	「動的にアプリケーションの帯域幅を制限できる機能性を有すること」を仕様追加検討よろしくお願いします。	柔軟な構成検討及び拡張が図れるため	加点項目として追記いたします。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答案
84	意見	02_要件定義書	8	2	2.3	オ	2	「拠点R単位で構成し、各R内は、Rを代表する拠点を中心に異なる末端拠点をVLANを伴うL2の転送(下図矢印実践)が可能であり、R間は、R代表拠点からAgを経由してVLANを伴うL2の転送(下図矢印破線)が可能であること」を仕様追加検討よろしくお願ひします 	柔軟な構成検討及び拡張が図れるため	原文の通りといたします。なお、ご意見の主旨をご提案いただくことは可能です。
85	質問	02_要件定義書	9	2	4	イ、(ア)	1	「設置情報において、デジタル庁がWi-Fiアクセスポイントの設置を指示している提供エリアの場合は、その設置位置・数量などを根拠に設計とすること。」と記載ありますが、設置情報はどのタイミングで公開されますでしょうか。	導入する機器の数量を明確にしたいため。	閲覧資料にてご確認ください
86	質問	02_要件定義書	9	2	4	イ	2	AP及びWLC部の技術要件(イ)にてWLCは主としてTYO2を用いるとあるが、2,3ウ構成するネットワーク機器について(イ)によると関西拠点においてはオーバーレイトンネルはOSA2を用いるよう規定されている理解である。関西拠点は、オーバーレイトンネルの張り先であるOSA2のWLCを用いるべきか、それともTYO2にも追加で、もしくはTYO2のみにオーバーレイトンネルをはり当該DCのWLCを用いるべきか。	設計のため	関西拠点においてはオーバーレイトンネルはOSA2を用いる理解で良い。また、関西拠点でのWLCは東京(TYO2)を利用します。
87	質問	02_要件定義書	9	2	4	イ、(イ)	1	「設置情報において、デジタル庁がWi-Fiアクセスポイントの設置を指示していないが、提供エリア及び提供エリアにおける利用数が示されている場合は、提供エリアにおいて、利用数を想定したAP数及び設置位置を設計すること。」と記載ありますが、提供エリア及び提供エリアにおける利用数の情報はどのタイミングで公開されますでしょうか。	導入する機器の数量を明確にしたいため。	閲覧資料にてご確認ください
88	意見	02_要件定義書	9	2	4	イ	4	別紙1にAP数は想定として記載がありますが、フロアごとの正確な無線の利用デバイス数をご提供いただけますでしょうか。	見積りの作成に影響を与えるため。	閲覧資料のフロア図及び人員配置図をご確認ください。
89	意見	02_要件定義書	9	2	4	イ	4	「AP及びWLC部の技術要件の(オ)」について、「別添資料2.SLA項目一覧 表1-4 SLA目標値」では、ネットワーク大規模障害の平均故障復旧時間は1時間となっております。 障害発生時には自動切替を行うことで早期復旧が可能かと考えますので、SLAを担保し早期復旧を目指した自動切り替えを前提とした仕様にすべきではないでしょうか。	仕様を明確化するため。	デジタル庁の判断後、30分以内に切り替えていただくことを想定しています。
90	質問	02_要件定義書	9	2	4	イ	1	「Wi-Fi部の構成」について、貴庁が提供する設置情報に基づき決定を行うことと記載がございます。 入札公告後に最新のフロアレイアウト図を用いて設置情報を閲覧資料で明示していただけますでしょうか。	仕様を明確化するため。	閲覧資料においてご確認ください。
91	質問	02_要件定義書	9	2	4	イ	1	「Wi-Fi部の構成」について、受注者が設計を行う場合(項番2,3が該当)と記載がございますが、項番2,3の箇所を見当たらないため明示していただけますでしょうか。	仕様を明確化するため。	誤記のため要件定義書を修正します。
92	質問	02_要件定義書	9	2	4	イ	1	「Wi-Fi部の構成」について、小規模拠点において利用不能(ブラックアウト)となる構成は許容しないと記載がございます。 別紙1 拠点一覧で確認するとフロアに無線AP数1台となる拠点がございしますが、ここはブラックアウトの非許容の仕様と矛盾すると考えるため2台以上に修正をお願いします。	仕様を明確化するため。	原文の通りといたします。なお、ご意見の主旨をご提案いただくことは可能です。
93	質問	02_要件定義書	9	2	4	イ	1	「AP及びWLC部の技術要件の(オ)」について、「別添資料2.SLA項目一覧 表1-4 SLA目標値」では、無線LANコントローラ両系障害のネットワーク大規模障害の平均故障復旧時間が1時間と記載されております。 30分以内のサービス復旧を想定と記載がありますが、東京-大阪間の切り替え作業におけるデジタル庁様の判断は30分以内にご提示されるという認識で宜しいでしょうか。	ネットワーク大規模障害時の責任分界点を明確にするため。	デジタル庁の判断後、30分以内に切り替えていただくことを想定しています。
94	質問	02_要件定義書	9	2	4	イ	2	「(ア) 設置情報において、デジタル庁がWi-Fi アクセスポイントの設置を指示している提供エリア」は閲覧資料で確認可能か。	設計のため	閲覧資料で提示します。
95	質問	02_要件定義書	9	2	4	イ	2	「一方、小規模拠点においては、APの単一障害や保守作業において、提供エリアの縮退や実効帯域の低下は受容するが、小規模拠点において利用不能(ブラックアウト)となる構成は許容しない。この点を考慮して設計すること。」について、国会控室はAPが1台のみであるためAPの単一障害に際してブラックアウトとなる。APを複数台設けるなど、ブラックアウトに備えた構成とするべきか。	設計のため	原文の通りといたします。なお、ご意見の主旨をご提案いただくことは可能です。
96	質問	02_要件定義書	9	2	4	イ、(ウ)	1	「受注者が設計を行う場合(項番2,3が該当)で、中規模拠点・大規模拠点においては、APの単一障害や保守作業(機器の輪番アップデート)などにおいても、実効帯域の低下は受容するが、エリアの欠損が発生しないように設計すること。」と記載ありますが、項番2,3とは、どのページの内容を指していますでしょうか。	項番2, 3の記載内容を確認したいため。	誤記のため要件定義書を修正します。
97	意見	02_要件定義書	9	2	2.4	イ(オ)	3	「WLCは、主たる場所の設備障害を想定して、GSSDCの1つであるOSA2(大阪第2データセンター)へ切り替えが可能であること。なお、東京-大阪間の切り替えは、デジタル庁の判断により実施され、切り替えに伴うオペレーションや、セッションや認証ステートのクリア、ゲストWi-Fiサービスの認証ステートのクリア、APの再起動などを許容し、実施開始から30分以内にサービス復旧することを想定すること。」の記載がございます。実現するためにライセンスのクラウド管理を行うことはこの限りではないと文書修正の検討よろしくお願ひします。	要求事項を明確にするため	ご指摘を踏まえ、「ライセンスのクラウド管理を行うことはこの限りではない。」の記載を追記いたします。
98	意見	02_要件定義書	9	2	4	イ	2	東京-大阪間の切り替えは、デジタル庁様の判断に基づいて実施すると認識しておりますが、職員様への業務影響を最小限に抑えるために、自動切り替えとする仕様にご変更いただくことを推奨します。	作業範囲を明確にしたいため。	意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
99	質問	02_要件定義書	9	2	4	イ	2	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧に記載のAP等の機器数は利用不能(ブラックアウト)を考慮した数字となっておりますでしょうか。必要に応じ、修正いただきたいと思いますと考えております。 例として拠点番号5 国会控室のAP台数は1台ですが、この台数では上記要件を満たせないと考えております。	記載のNW機器数量では、障害時に利用不能となる構成であるため。	原文の通りといたします。なお、ご意見の主旨をご提案いただくことは可能です。
100	意見	02_要件定義書	9	2	4	イ	2	03別添資料1別紙1拠点一覧の国会控室のAP数について、以下要件に合わせ、台数を2台に変更いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・小規模拠点においては、APの単一障害や保守作業において、提供エリアの縮退や実効帯域の低下は受容するが、小規模拠点において利用不能(ブラックアウト)となる構成は許容しない。	要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	原文の通りといたします。なお、ご意見の主旨をご提案いただくことは可能です。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答案
101	意見	02_要件定義書	10	2	2.4	イ(ウ)	1	「本仕様記載の要件を満たしかつ、満 PoE 規格 IEEE802.3at で動作すること。また、本仕様記載の要件を最大 14W 以下の消費電力で動作することを推奨する。なお、消費電力値については、公開されているプロダクトデータシートにその点が記載されていないといけない」と記載ございますが最大25.5W以下に仕様変更のご検討よろしくをお願いします。	機器性能を最大現引き出させるため	14W以下の消費電力の推奨要件を削除しました。IEEE802.3atを満たす提案をお願いします。
102	意見	02_要件定義書	10	2	4	イ	4	製品選定の幅を広げるために、WiFi7以外(WiFi6、WiFi6E)も推奨する条件に緩和いただけないでしょうか。	製品選定の幅が広がり、コスト削減も見込まれるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
103	意見	02_要件定義書	10	2	4	イ	1	高性能AP 要件(ウ)について、以下要件を変更いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・本仕様記載の要件を最大14W以下の消費電力で動作することを推奨する。 →本仕様記載の要件を最大25.5W以下の消費電力で動作することを推奨する。	想定している機器が要件を満たしていないため。	14W以下の消費電力の推奨要件を削除しました。IEEE802.3atを満たす提案をお願いします。
104	意見	02_要件定義書	10	2	4	イ	1	高性能AP 要件(オ)について、以下要件を変更いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・1000Mbps/2500Mbps/5000Mbps/10Gbpsイーサネット規格 →1000Mbps/2500Mbps/5000Mbpsイーサネット規格以上	想定している機器が要件を満たしていないため。	ご意見を踏まえ検討した結果、仕様書の該当箇所の記載を「有線LANとして、1000Mbps/2500Mbpsイーサネット規格が利用できること。また、5000Mbpsイーサネット規格を利用できることを推奨する。」に修正しました。
105	意見	02_要件定義書	10	2	4	イ	3	高性能AP 要件(カ)について、以下要件を変更いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・送受信にAP からSTA 及び、への送信に対して、MU-MIMO/SU-MIMO に対応すること。 →APからSTA及び、STAからAPへの送信に対して、MU-MIMO/SU-MIMOに対応すること。	誤記と考えるため。	「APからSTA及び、STAからAPへの送信に対して、MU-MIMOに対応すること。」へ修正します。
106	質問	02_要件定義書	10	2	4	ウ	2	全国網アクセスサービス及びモバイルサービスについて、1回線に対し複数WAN IPアドレスを払い出すことは可能でしょうか。	以下要件を満たすためには、冗長化した基幹部の機器の1系・2系にそれぞれWAN IPアドレスを振る必要があるため。 ・冗長構成の場合、全国網サービスへの接続をハブなどにより分離し、冗長構成となる機器において全国網サービスの接続を共有できるようにし、冗長構成における片系障害においても全国網サービスが利用可能であること。	全国網アクセスサービスについては、可能です。 モバイルサービスについては、1SIMにつきアドレスは1つになります。
107	意見	02_要件定義書	10	2	4	イ-(ア)	1	【書類上の記載】 (ア) Wi-Fi6/6E/7、42x42:42、20/40/80/160MHzチャンネル幅(Wi-Fi6E/7 /6GHz 帯において)、日本国内にて認可されている2.4GHz帯(1CH-13CH)、5GHz帯(W52/53/56)、Wi-Fi6E /7 6GHz帯に対応すること。 【意見】 ・2.4GHz帯についてはGSSネットワークでの利用は限定的と想定しております。製品の幅を広げるため2x2:2へ変更いただけないでしょうか?	機能的な公平性の観点から	「Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャンネル幅」へ修正します。
108	意見	02_要件定義書	10	2	4	イ-(ウ)	3	【書類上の記載】 (ウ) PoE規格たるIEEE802.3atで動作すること。また、本仕様書記載の要件を最大14W以下の消費電力で動作することを推奨する。なお、消費電力値については、公開されているプロダクトデータシートにその点が記載されていないといけない。 【意見】 一般的な無線利用環境においてAPが最大の消費電力で動作することは稀であり、ほぼアイドル状態やTypical(平常時)状態の消費電力で動作します。よって消費電力を検討する場合には最大ではなく、アイドルあるいはTypicalの消費電力値が重要であると考えます。そのため消費電力として最大表記ではなく、アイドルあるいはTypicalにご変更いただけないでしょうか?	機能的な公平性の観点から	本仕様書記載の要件を最大消費電力を14W以下から25.5W以下に修正します。
109	質問	02_要件定義書	10	2	4	イ-(ア)	1	【書類上の記載】 (ア) Wi-Fi6/6E/7、42x42:42、20/40/80/160MHzチャンネル幅(Wi-Fi6E/7 /6GHz 帯において)、日本国内にて認可されている2.4GHz帯(1CH-13CH)、5GHz帯(W52/53/56)、Wi-Fi6E /7 6GHz帯に対応すること。 【質問】 ・42x42:42記載箇所は4x4:4という認識でよろしいでしょうか。	要件を明確にするため	「Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャンネル幅」へ修正します。
110	質問	02_要件定義書	10	2	4	イ	2	高性能APの(ア)について、42x42:42 は4x4:4の誤記か。	仕様を充足可能な機器の調査のため	「Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャンネル幅」へ修正します。
111	質問	02_要件定義書	10	2	4	イ-(オ)	1	【書類上の記載】 有線LANとして、1000Mbps/2500Mbps/5000Mbps/10Gbpsイーサネット規格に対応したインターフェースを有すること。 【質問】 10Gbpsの対応については、接続先有線LANスイッチの10Gbps対応も必要となりますが、「末端部と基幹部との接続が、10GBase-Xもしくは1Gbase-X」であることから、現在提案予定の末端部スイッチはダウンリンクで10Gbps対応しているものが選定されていないこと、また、10Gbps対応PoEスイッチは費用としても高価であることから、10Gbpsについては削除いただけないでしょうか?	機能的な公平性の観点から	ご意見を踏まえ検討した結果、仕様書の該当箇所の記載を「有線LANとして、1000Mbps/2500Mbpsイーサネット規格が利用できること。また、5000Mbpsイーサネット規格を利用できることを推奨する。」に修正しました。
112	質問	02_要件定義書	10	2	4	イ-(オ)	1	【書類上の記載】 有線LANとして、1000Mbps/2500Mbps/5000Mbps/10Gbpsイーサネット規格に対応したインターフェースを有すること。 【質問】 5000Mbps/10Gbpsを利用しようとすると、エッジスイッチのダウンリンクポートも同速度に対応する必要があり、エッジスイッチの選定も見直す必要がございます。本要件の5000Mbps/10Gbpsについては将来的な拡張のために、APとしては同速度に対応したインターフェースを有していればよいという認識でよろしいでしょうか?	要件を明確にするため	ご意見を踏まえ検討した結果、仕様書の該当箇所の記載を「有線LANとして、1000Mbps/2500Mbpsイーサネット規格が利用できること。また、5000Mbpsイーサネット規格を利用できることを推奨する。」に修正しました。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答案
113	意見	O2_要件定義書	10	2	4	イ-(オ)	1	【書類上の記載】 有線LANとして、1000Mbps/2500Mbps/5000Mbps/10Gbpsイーサネット規格に対応したインターフェースを有すること。 【意見】 5/10Gbpsの対応については、接続先有線LANスイッチの5/10Gbps対応も必要となりますが、「末端部と基幹部との接続が、10GBase-Xもしくは1Gbase-X」であることから、現在提案予定の末端部スイッチはダウンリンクで10Gbps対応しているものが選定されていないこと、また、10Gbps対応PoEスイッチは費用としても高価であることから、10Gbpsについては削除いただけないでしょうか？ 【意見】 5/10Gbpsの対応については、接続先有線LANスイッチの5/10Gbps対応も必要となります。末端部スイッチにてダウンリンクが5/10Gbps対応しているものを選定した場合、費用として高額となることから、5/10Gbpsについては削除いただけないでしょうか？	幅広い導入形態に対応できるように	ご意見を踏まえ検討した結果、仕様書の該当箇所の記載を「有線LANとして、1000Mbps/2500Mbpsイーサネット規格が利用できること。また、5000Mbpsイーサネット規格を利用できることを推奨する。」に修正しました。
114	質問	O2_要件定義書	10	2	4	イ-(カ)	1	【書類上の記載】 ビームフォーミングに対応すること。送受信に AP から STA 及び、への送信対して、MU-MIMO/SU-MIMO に対応すること。 【質問】 高性能AP要件に「送受信に AP から STA 及び、への送信対して、」が記載がございますが、誤記でしょうか？	要件を明確にするため	「APからSTA及び、STAからAPへの送信に対して、MU-MIMOに対応すること。」へ修正します。
115	意見	O2_要件定義書	10	2	4	ク	1	【O2_別添資料1、要件定義書 に記載の文言】 (ク) APは、標準APと高性能APの2種を定め、標準APでの整備を必須とし、利用密度が高いエリア等においては、高性能APの提案を推奨する。 【上記に対する意見】 利用密度が高いエリアが分かる資料をご提示いただけますでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	閲覧資料のフロア図及び人員配置図をご確認ください。
116	意見	O2_要件定義書	10	2	2.4	イ(ア)	3	「Wi-Fi6/6E/7、42x42:42、20/40/80/160MHz チャネル幅(Wi-Fi6E/7 /6GHz 帯において、日本国内にて認可されている 2.4GHz 帯 (1CH-13CH)、5GHz 帯 (W52/53/56)、Wi-Fi6E /7 6GHz 帯に対応すること」と記載ございますが、記載間違いかと思います。「Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャネル幅(Wi-Fi6E/7 /6GHz 帯において、日本国内にて認可されている2.4GHz帯 (1CH-13CH)、5GHz帯 (W52/53/56)、Wi-Fi6E /7 6GHz帯に対応すること。」に修正お願いします	仕様の誤記載のため	「Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャネル幅」へ修正します。
117	意見	O2_要件定義書	10	2	2.4	イ(オ)	1	「有線 LAN として、1000Mbps/2500Mbps/5000Mbps/10Gbps イーサネット規格に対応したインターフェースを有すること。」と記載ございますが、1000Mbps/2500Mbps/5000Mbpsイーサネット規格以上に対応したインターフェースを有すること。に仕様変更のご検討よろしくをお願いいたします。	接続するPoEスイッチは1Gインタフェースのため	ご意見を踏まえ検討した結果、仕様書の該当箇所の記載を「有線LANとして、1000Mbps/2500Mbpsイーサネット規格が利用できること。また、5000Mbpsイーサネット規格を利用できることを推奨する。」に修正しました。
118	意見	O2_要件定義書	10	2	2.4	イ	2	「PoE フェイルオーバーに対応すること」を仕様追加検討よろしくをお願いいたします。	可用性をたかめる事ができるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
119	質問	O2_要件定義書	10	2	2.4	イ(カ)	1	「ビームフォーミングに対応すること。送受信に対して、MU-MIMO/SU-MIMO に対応すること。」と記載がございます。Wi-Fi6Eのため下り方向に対するDL MU-MIMO/DL SU-MIMOの認識でお間違いございませんでしょうか	仕様を明確にするため	「APからSTA及び、STAからAPへの送信に対して、MU-MIMOに対応すること。」へ修正します。
120	質問	O2_要件定義書	10	2	2.4	イ(カ)	1	「ビームフォーミングに対応すること。送受信に AP から STA 及び、への送信対して、MU-MIMO/SU MIMO に対応すること」と記載がございます。「送受信に APから STA 及び、への送信対して」は「送受信にAPからSTA及び、STAからAPへの送信対して」の認識でお間違いございませんでしょうか、またその場合、「ULおよびDLのMU-MIMO/SU-MIMOに対応すること」の認識でお間違いございませんでしょうか。	仕様を明確にするため	「APからSTA及び、STAからAPへの送信に対して、MU-MIMOに対応すること。」へ修正します。
121	質問	O2_要件定義書	10	2	4	イ	2	利用密度の判断基準はどういった数値になりますでしょうか。併せて、利用密度算出のための資料を事前に共有いただけますでしょうか。	見積もりの作成に影響を与えるため。	閲覧資料のフロア図及び人員配置図をご確認ください。
122	意見	O2_要件定義書	10	2	4	イ	1	標準AP及び、高性能AP要件として、以下要件を追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・PoEフェイルオーバー※に対応すること。 ※2つ以上のRJ45インターフェースより給電を行い、方系統の電力供給が絶たれた際も、APの再起動をすることなく継続利用することを可能とする機能	給電冗長を行うことは貴庁にとって有益な機能であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
123	意見	O2_要件定義書	10	2	4	イ	3	高性能AP 要件 (ア) について、以下要件を変更いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・Wi-Fi6/6E/7、42x42:42、20/40/80/160MHz チャネル幅 →Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャネル幅	誤記と考えるため。	「Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャネル幅」へ修正します。
124	質問	O2_要件定義書	11	2	4	ウ	2	(ウ)について、別紙1を参照するとのことだが、どの列を参照するべきか。	設計のため	拠点一覧資料を修正しました。拠点一覧資料のV列の「メディアタイプ」をご確認ください
125	質問	O2_要件定義書	11	2	4	ウ	2	個別システムの接続について、「拠点一覧」の「想定個別システム接続ポート数」に指定がないことから、個別システム接続用のスイッチを設ける必要がない理解でよいのか。	調達機器の把握及び見積もり算出のため	O3_拠点一覧ファイルを修正しました。O3_拠点一覧ファイルをご確認ください。
126	質問	O2_要件定義書	11	2	4	ウ	1	「個別システムの接続については、デジタル庁が別紙1にて支持する場所に24ポートスイッチ (SW) を冗長化して、基幹部に接続し配置すること。」とありますが、別紙1の想定個別システム接続ポート数欄に数量の記載がないため、個別システムの接続はないという認識で合っていますでしょうか。	構成を明確にしたいため。	O3_拠点一覧ファイルに詳細を記載いたします。
127	質問	O2_要件定義書	11	2	4	ウ	1	「想定個別システム接続ポート数が10以上となっている拠点について～」とありますが、想定個別システム接続ポート数はどの資料を確認すればわかりますでしょうか。別紙1には該当項目はない認識です。	導入する機器の数量を明確にしたいため。	O3_拠点一覧ファイルに詳細を記載いたします。
128	質問	O2_要件定義書	11	2	4	ウ(ウ)	1	「アクセスサービスのメディアは、別紙1のとおりである。」とありますが、メディアの記載がないように見受けられるため情報を提供していただけますでしょうか。	構成を明確にしたいため。	O3_拠点一覧ファイルに詳細を記載いたします。
129	意見	O2_要件定義書	11	2	4	ウ	4	エッジSWのポート数決定のため、別紙1に記載のない、エッジSW配下の機器 (複合機等) についての台数情報を入札前までにいただけないでしょうか。	エッジSWの機器の選定に影響があるため。	閲覧資料においてご確認ください。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答案
130	意見	O2_要件定義書	11	2	4	ウ	4	A、B、Cにおける拠点GW機器、貴庁の機器に接続するモジュールの用意及び接続は貴庁にて実施いただけると認識しております。 上記モジュールは調達物品に含まれないため、保守範囲外とさせていただきます。	調達範囲を明確にしたいため。	デジタル庁で整備する機器については、特段の要件がないかぎり、本調達における保守の範囲外の認識です。
131	意見	O2_要件定義書	11	2	4	ウ	1	基幹部・末端部の技術要件（オ）について、要件の削除もしくは対象拠点数の明確化を願えますでしょうか。	本調達仕様書の拠点一覧より個別LANシステムとの接続を行う拠点は無いように見受けられ、本要件は不要であると考えため。 また、本公示にて個別システム接続数等の要件が明らかになる場合は、個別システム接続要件がない拠点については本要件は不要であると考えため。	O3_拠点一覧ファイルにて対象拠点数を明確にしました。
132	意見	O2_要件定義書	11	2	4	ウ	1	基幹部・末端部の技術要件として、以下要件を追加いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・基幹部と末端部の間にループ接続状態を検出し、遮断又は、抑制する機能を有すること	L2ネットワークを構築する場合、末端部だけでなく基幹部と末端部間にも必要な機能と考えるため。	「基幹部と末端部の間にループ接続状態を検出し、遮断又は、抑制する機能を有すること」を追記します。
133	質問	O2_要件定義書	11	2	4	イ	1	「エッジスイッチのポート数の決定」について、複合機等に必要な有線の数、を考慮との記載がございます。 別紙1 拠点一覧に複合機や他に有線接続が必要な有線の数を明示していただけますでしょうか。	エッジスイッチに必要なポート数を明確にし、機器台数の算出をするため。	閲覧資料においてご確認ください。
134	質問	O2_要件定義書	11	2	4	ウ	1	「各種個別のシステム」について、個別システムを当該スイッチに接続する作業は、各省庁によって実施されることに留意すること。との記載がございます。 個別システム用に準備したスイッチから個別システムまでの配線作業も各省庁にて実施されるということでしょうか。	工事工数と責任分界点を明確にするため。	ご認識のとおりです。
135	質問	O2_要件定義書	11	2	4	ウ	1	「各種個別のシステム」について、既設NWに接続されている個別システムはGSS-NWに移行後も接続を行えるように整備する必要があるとの記述がございます。 対象となるすべての個別システムは、閲覧資料で明示して頂いたものということで宜しいでしょうか。	工事工数と技術要件を明確にし、積算するため。	閲覧資料で提示します。
136	質問	O2_要件定義書	11	2	4	ウ	1	「基幹部・末端部の技術要件の（イ）」について、基幹部と拠点GW機器間の接続構成要件を記載いただいております。 拠点GW機器のモジュールの調達や取付作業は本調達には含まれないと認識しますが、本調達に含まれる場合は拠点GW機器に整備できるモジュールの製品をご明示していただけますでしょうか。	拠点GW機器との作業分界点とモジュールの要件を明確にするため。	ご認識のとおり、本調達には含まれません。
137	質問	O2_要件定義書	11	2	4	ウ	2	エッジスイッチ等に接続するべき複合機等の台数や位置は閲覧資料から把握可能か。	エッジスイッチの具備するべきポート数の把握のため	閲覧資料にてご確認ください。
138	質問	O2_要件定義書	11	2	4	ウ	2	(エ)について、中規模拠点以外の大規模、小規模拠点については、基幹部と末端部の間に利用すべきメディアは事業者の提案範囲か。	設計のため	ご意見を踏まえ検討した結果、該当箇所から「中規模拠点においては」の文言を削除します。
139	質問	O2_要件定義書	11	2	4	エー(ア)	1	【書類上の記載】 -項目 ウ WPA3-EAP-TLS -接続方式 Wi-Fi -技術 WPA3-EAP-TLS Wi-Fiアライアンスが定めるところのWPA3-エンタープライズ(CCMP暗号化)方式におけるEAP-TLS方式 項目アと項目ウとの差異は、暗号プロトコルが明記されているのみであるが、項目ウについては、項目アとは異なる用途を想定されているという理解でよろしいでしょうか？その場合、どのような用途での利用をお考えでしょうか？	要件を明確にするため	理解についてはご認識のとおりです。利用ケースについては、無線区間、有線区間、無線と有線区間のそれぞれを記載しています。
140	質問	O2_要件定義書	11	2	4	ウ	2	受注者の調達範囲は、「個別システム接続用SWの調達」および「受注者用意のSWから個別システム接続用のSWへのケーブル差込」までで認識相違ございませんでしょうか。 また、個別システム接続設計に必要な、個別システム側のIPアドレス数や通信要件、LAN配線等は、本調達の範囲外という認識でよろしいでしょうか。 加えて、対象となるすべての個別システムは、すべて閲覧資料内に記載いただける認識でよろしいでしょうか。	見積もりの作成に影響を与えるため。	調達範囲は「個別システム接続用のSWの調達」までです。要件資料は閲覧資料で提示します。
141	質問	O2_要件定義書	11	2	4	ウ	2	Cの小規模拠点の貴庁機器における、1Gbase-LX2回線のモジュールは、AとB同様に貴庁にて用意いただける認識でよろしいでしょうか。 受注者側での調達となる場合、拠点GW機器に整備できるモジュールの製品をご提示いただけないでしょうか。	作業範囲を明確にしたいため。	AとB同様にデジタル庁側で提供します。
142	意見	O2_要件定義書	13	2	4	エ	2	以下要件を追加いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・認証・認可失敗時の切り分け手段として、運用者がユーザー毎に新NAC機器より認証・認可プロセスをリトライし、エンドユーザーの負担無く認証・認可失敗原因を明らかにする機能を有すること。	受注者の提供範囲についての正常性を確認でき、貴庁運用者の負荷軽減となる有益な機能であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
143	意見	O2_要件定義書	12	2	2.4	ウ	2	「基幹部と末端部の間にループ接続状態を検出し、遮断又は、抑制する機能を有すること」を仕様追加検討よろしく願いいたします。	耐障害性を向上させる事ができるため	「基幹部と末端部の間にループ接続状態を検出し、遮断又は、抑制する機能を有すること」を追記します。
144	質問	O2_要件定義書	13	2	4	エ	2	「(イ)利用者認証について」にて、項目イの「利用者から電子メールアドレスを入力させ、その電子メールアドレスへ認証メールを送信し」におけるメール発出機能はデジタル庁側にて用意されるか。	設計のため	メール発出機能はデジタル庁側にて用意します。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答案
145	意見	O2_要件定義書	13	2	4	エ-(イ)	1	<p>【書類上の記載】 (**)再認証免除機能とは、端末が再接続を行う場合、AMMicrosoft365が提供するIntuneのデバイス識別ID (Intune Device ID) に基づくコンプライアンス準拠が有効である、B.利用するユーザーのEntraIDの属性情報が事前に定めた値となっている、C.利用するユーザーが有するEntraIDの発行するプライマリトークンが有効である。の3要件をチェックし、3要件を満たす場合に限り、WEB認証を免除する機能のことである。</p> <p>【意見】 プライマリトークンについてですが、下記の二つの実装が考えられますが、どちらを意図しておりますでしょうか。</p> <p>1.プライマリトークンを端末側が有し、端末自体がEntraID側とSAML連携し、ユーザー名・パスワードの入力を免除する。 2.端末側の操作なく、プライマリトークン情報を認証サーバがEntraID側と連携し、Web認証自体を免除する。</p>	機能的な公平性の観点から	ご指摘を踏まえ、「トークンが有効であること」は推奨要件に変更します。 ご指摘の機能について、EntraIDと連携した代替可能な機能の提案をお願いします。
146	質問	O2_要件定義書	13	2	4	エ-(イ)	1	<p>【書類上の記載】 再認証免除機能とは、端末が再接続を行う場合、AMMicrosoft365 が提供する Intune のデバイス識別 ID (Intune Device ID) に基づくコンプライアンス準拠が有効である、B.利用するユーザーの EntraID の属性情報が事前に定めた値となっている、C.利用するユーザーが有する EntraID の発行するプライマリトークンが有効である。の 3 要件をチェックし、3 要件を満たす場合に限り、WEB 認証を免除する機能のことである。</p> <p>「B.利用するユーザーの EntraID の属性情報が事前に定めた値となっている」と記載がございますが、具体的にはどのような値を想定されているのでしょうか。職員のグループが変わるなどの属性変更を想定されておりますでしょうか。</p>	要件を明確にするため	ご指摘を踏まえ、「トークンが有効であること」は推奨要件に変更します。 ご指摘の機能について、EntraIDと連携した代替可能な機能の提案をお願いします。
147	意見	O2_要件定義書	13	2	4	エ-(ウ)	1	<p>【書類上の記載】 (ウ) アクセス制御について 先の(イ)「利用者認証」をア「Wi-Fi及び有線LAN」にて実施した場合は、WEB認証に基づきMicrosoft Entra IDのUser Principal Name、Member Group情報、ExtensionPropertyの拡張属性、Custom Attributeの内容をEntra IDから入手（これも属性チェックトランザクションの条件文に基づき、端末が無線LANの場合は、APが端末に対してIPv4/IPv6アクセス制御の実施、およびAPがレイヤー2有線LANへのブリッジ先VLAN番号指定を同時に適用できること。 端末が有線LANの場合は、端末が接続された機器が、IPv4/IPv6アクセス制御の実施及び、ブリッジ先VLAN番号指定を同時に適用できること。</p> <p>【意見】 IPv4、IPv6のアクセス制御については、and条件ではなくor条件に変更することを検討いただけませんかでしょうか？</p>	機能的な公平性の観点から	推奨要件であるため、変更なしとします。 なお、ご指摘の箇所について「IPv4及びIPv6」に修正します。
148	質問	O2_要件定義書	14	2	4	オ	1	<p>「Wi-Fiローミングの要件」について、本調達においてローミング対応が必要な拠点については別紙1 拠点一覧に示すと記載がございますが、別紙1で全拠点が「-」と記載されております。</p> <p>入札公告時には別紙1 拠点一覧にて明示いただけますでしょうか。</p>	仕様を明確化するため。	経済産業省（地方拠点を含む）においては、ローミング対応を要する拠点はございません。
149	意見	O2_要件定義書	14	2	4	エ-C	1	<p>【書類上の記載】 C 接続中のユーザーに紐づくEntraID上の属性情報及び、Intune Device IDによるコンプライアンス準拠をバックグラウンドにてチェック（これを属性チェックトランザクションと定義する）し、属性の値やコンプライアンス準拠の変化に応じて、10分以内に、APが端末に対してIPv4/IPv6アクセス制御の実施、およびAPが有線LAN(レイヤー2)へのブリッジ先VLAN番号の変更を実施できること。</p> <p>【意見】 属性の値、コンプライアンス準拠の変化に応じて「10分以内」という部分に関しては弊社装置の実現方法において負荷が大きく現実的ではないため、様々な状況にて処理できるよう、60分に緩和いただけないでしょうか？</p>	機能的な公平性の観点から →公取の回答を右に記載	推奨要件であるため、変更なしとします。 なお、「IPv4/IPv6」の記載は、「IPv4及びIPv6」に修正します。
150	意見	O2_要件定義書	14	2	4	エ-C	1	<p>【書類上の記載】 C 接続中のユーザーに紐づくEntraID 上の属性情報及び、Intune Device ID によるコンプライアンス準拠をバックグラウンドにてチェック（これを属性チェックトランザクションと定義する）し、属性の値やコンプライアンス準拠の変化に応じて、10 分以内に、AP が端末に対してIPv4/IPv6 アクセス制御の実施、およびAP が有線LAN(レイヤー2)へのブリッジ先VLAN 番号の変更を実施できること。</p> <p>【意見】 端末に設定するアクセスリストは、IPv4 もしくは IPv6どちらか一方となると理解しております。そのため、下記変更をお願いできませんでしょうか。</p> <p>「APが端末に対してIPv4もしくはIPv6アクセス制御の実施、およびAPがL2有線LANへのブリッジ先VLAN番号指定を同時に適用できること。 端末が有線LANの場合は、端末が接続された機器が、IPv4もしくはIPv6アクセス制御の実施及び、ブリッジ先VLAN番号指定を同時に適用できること。」</p>	機能的な公平性の観点から	「IPv4/IPv6」の記載は、「IPv4及びIPv6」に修正します。
151	意見	O2_要件定義書	14	2	4	エ-D	1	<p>【書類上の記載】 D 受注者は、デジタル庁が全省庁をシングルテナントで収容するEntraIDにて運用していることを前提とし、属性チェックトランザクション数を制御し、EntraIDによるスロットリング制限を受けないようにする仕組みを有することを推奨する。</p> <p>【意見】 スロットリング制限を有している製品は限られるため、制限については削除いただけないでしょうか？</p>	機能的な公平性の観点から	本件、スロットリング制限を回避する手段を持つ構成を含めて検討、提案いただきたいと考えておりますので、原案のとおりといたします。
152	意見	O2_要件定義書	14	2	2.4	ウ(エ)	2	「EntraIDの接続性及びクレデンシャルの正確性を確認できる機能性を有すること」を仕様を追加検討よろしくをお願いいたします。	認証機能を向上させることでセキュリティ強化が図れるため	検討の結果原案通りとします。
153	質問	O2_要件定義書	14	2	4	エ	2	「省内ネットワークに接続する端末を一元的に監視、トラブルシュート、レポートを提供可能なシステム」はISMAP認定クラウド上に構築してもよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にしたいため。	機器は、デジタル庁が指定するラック（1ラック）に収容すること、想定機器の定格等について事前に情報を提供願います。
154	意見	O2_要件定義書	15	2	4	オ	2	<p>WiFiローミングの要件として、以下要件を追加いただくようご検討をお願いできますでしょうか。</p> <p>・自省庁と他省庁間のWiFiローミングにおいては、新NAC機器間での認証データを連携することにより再認証を免除する機能を有すること。</p>	貴庁やエンドユーザー様にとって有益な機能であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	原文の通りといたします。なお、ご意見の主旨をご提案いただくことは可能です。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答案
155	意見	O2_要件定義書	15	2	4	オ-(ア)	1	<p>【書類上の記載】 受注者は、ローミング用のSSID及び本調達に定める認証方式による認証・認可を提供し、他省庁等端末からの通信を末端拠点ゲートウェイ機器等に対して、指定するVIDを付与したL2にて引き渡ししなければならない。</p> <p>【意見】 ローミング用の通信については、仕様書案に記載されております下記のAP機能を活用し、人的ミスを避けるためにも拠点側の設計を不要とすることが望ましいと考えます。 「APは、ゲスト向けWi-Fiなど、通信をカプセル化して通信を隔離すべき通信対象に対しては、AP部からWLC部間にトンネルを構築し、WLCとAP下の端末とブリッジできること」</p> <p>よって、以下に変更することを検討いただけませんか？ 「受注者は、ローミング用のSSID及び本調達に定める認証方式による認証・認可を提供し、他省庁等端末からの通信はAP部とWLC部間のトンネルを経由し、WLCにて指定するVIDを付与した上でL2へ引き渡ししなければならない。」</p>	幅広い導入形態に対応できるように	検討の結果原案の通りとします。
156	意見	O2_要件定義書	15	2	2.5		1	<p>【書類上の記載】 統合管理監視システムは個別のシステムとしてGSSDCに設置され独立して稼働でき、インターネット等を経由した外部サービスとの接続を必要としないこと。</p> <p>【意見】 昨年度の”法務省のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等”と同様に下記の要件を追記していただけないでしょうか？ 「統合管理監視システムは、GSSDC上またはISMAP認定クラウド上にデジタル庁の管理下で構築かつ稼働すること。当該システムは管理・維持するための通信（例えば、ライセンスや管理者の認証・検証、セキュリティシグネチャやソフトウェアダウンロード、検体分析など）を除き、非ISMAP認定サービスとの通信を必要としないこと。また、当該システムの管理・維持するための通信ができない場合においても、稼働が停止しないこと。」</p>	幅広い導入形態に対応できるように	機器は、デジタル庁が指定するラック（1ラック）に収容すること、想定機器の定格等について事前に情報を提供いただきたい。
157	意見	O2_要件定義書	15	2	2.4	オ	2	「自省庁と他省庁間のローミングの実施においては、再認証免除機能を有すること」を仕様を追加検討よろしくお願ひいたします。	ローミング機能を向上させ、認証に係る効率化が図れるため	原文の通りといたします。なお、ご意見の主旨をご提案いただくことは可能です。
158	意見	O2_要件定義書	15	2	2.5	イ(ア)	3	「オーバーレイネットワークシステムにおけるオーバーレイ拠点機器及びオーバーレイ集約機器の初期設定、構成管理、稼働監視等を、Web画面等を通じGSSDCから一元的に実施できること。」の記載がございますが、初期設定はコンソール接続にて設定を行う必要があり、初期設定後にWeb画面を通じ一元管理できるようになるため、「初期設定」の文書削除をご検討よろしくお願ひいたします。	一般的なネットワーク機器の初期設定はコンソールで行う必要があるため	「初期設定」を「設定」へ修正します。
159	意見	O2_要件定義書	15	2	2.5	イ(イ)	4	「拠点に配置されたオーバーレイ拠点機器の初期設定等を、Web画面等を通じGSSDCから一元的に実施できること」と記載ございますが、上記記載と同等となります。仕様削除をご検討よろしくお願ひいたします。	仕様の記載内容が上記(ア)と重複しているため	ご意見を踏まえ、本記載は削除致します。
160	意見	O2_要件定義書	15	2	2.5	イ(ウ)	3	「拠点に配置されたオーバーレイ拠点機器の初期設定等をGSSDCに配置した統合管理監視システムから実施できること」と記載ございますが、上記(ア)、(イ)に記載の通りGSSDCから一元的に実施できれば、統合管理監視システムから実施できなくても構わないように、「統合管理監視システムから実施」の文書削除をご検討よろしくお願ひいたします。	上記(ア)、(イ)からGSSDCから一元的に実施できれば仕様を満たす認識のため	ご意見を踏まえ、本記載は削除致します。
161	意見	O2_要件定義書	15	2	2.5	イ(オ)	3	「統合管理監視システムは個別のシステムとしてGSSDCに設置され独立して稼働でき、インターネット等を経由した外部サービスとの接続を必要としないこと。」の記載がございます。ライセンスのクラウド管理を行うことはこの限りではないと文書修正の検討よろしくお願ひいたします。	要求事項を明確にするため	ご指摘を踏まえ、「ライセンスのクラウド管理を行うことはこの限りではない。」の記載を追記いたします。
162	質問	O2_要件定義書	15	2	2.5	イ(ア)	1	「オーバーレイネットワークシステムにおけるオーバーレイ拠点機器及びオーバーレイ集約機器の初期設定、構成管理、稼働監視等を、Web画面等を通じGSSDCから一元的に実施できること。」の記載がございますが管理事項の(イ)、(ウ)におきましても同様な記載がございます。GSSDCから一元的に実施できれば良い認識でお間違いないでしょうか	仕様を明確にするため	ご意見を踏まえ、(イ)(ウ)は削除致します。
163	質問	O2_要件定義書	15	2	2.5	イ(イ)	1	「拠点に配置されたオーバーレイ拠点機器の初期設定等を、Web画面等を通じGSSDCから一元的に実施できること。」の記載がございますが事項の(ア)、(ウ)におきましても同様な記載がございます。GSSDCから一元的に実施できれば良い認識でお間違いないでしょうか	仕様を明確にするため	ご意見を踏まえ、本記載は削除いたします。
164	質問	O2_要件定義書	15	2	2.5	イ(ウ)	1	「拠点に配置されたオーバーレイ拠点機器の初期設定等をGSSDCに配置した統合管理監視システムから実施できること。」の記載がございますが事項の(ア)、(イ)に記載がございます通り、GSSDCから一元的に実施できれば統合監視システムから実施できなくてもよろしいでしょうか	仕様を明確にするため	ご意見を踏まえ、本記載は削除致します。
165	質問	O2_要件定義書	16	2	2.5	イ(サ)A	1	「ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS統合監視システムに自動で連携すること。」と記載ございます。デジタル庁整備予定の統合監視システムは何になりますでしょうか	仕様を明確にするため	データ転送ツールの詳細は閲覧資料で提示する旨、仕様書へ記載いたします。
166	質問	O2_要件定義書	16	2	5	イ(サ)	1	<p>【書類上の記載】 ・ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS統合監視システムに自動で連携すること。</p> <p>【質問】 データ転送ツールとはどのようなツールを想定されておりますか？</p>	要件を明確にするため	データ転送ツールの詳細は閲覧資料で提示する旨、仕様書へ記載いたします。
167	質問	O2_要件定義書	16	2	5	イ(サ)	1	「デジタル庁が整備予定の「GSS統合監視システム」に対して、以下に示すような情報を提供できるようにすること。」とありますが、統合管理監視システム～GSS統合システム間が通信可能とするためのGSSNW側の設計・設定は本調達範囲外という認識で合っていますでしょうか。	範囲を明確にしたいため。	デジタル庁にて対応します。
168	質問	O2_要件定義書	16	2	5	イ(サ)	1	デジタル庁が整備予定の「GSS統合監視システム」にて、想定されている機器名称をご教示願ひします。	導入すべき機器の仕様を明確にしたいための確認で、導入した機器が事前に連携がとれることを確認したいため。	閲覧資料にてご確認願ひします
169	質問	O2_要件定義書	16	2	5	イ(サ)	1	デジタル庁が整備予定の「GSS統合監視システム」とは、先に記載のある統合管理監視システム（2.5イ(ウ)GSSDCに配備した統合管理監視システム）とは別に準備することでしょうか。	2種類の統合監視システムが存在しているのか、記載に誤りがないかを確認したいため。	GSS統合監視システムは既設で運用しております。統合管理監視システムとは別と認識願ひします。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答案
170	質問	O2_要件定義書	16	2	5	イ、(サ)	1	「省内ネットワークシステムにおける無線LANコントローラ・認証サーバ等において収集・保管される詳細なログデータ」と記載がありますが、認証サーバは無線LANコントローラの認証サーバの理解でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にしたいため。	要件定義書 認証認可処理部を参照願います
171	意見	O2_要件定義書	16	2	5	イ		(サ)Aについて、データ転送ツールのインストールに関する文を削除いただきたい。 案：A ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS統合監視システムに自動で連携すること。	機器の機能開発が必要となり、調達に係る費用の高騰が想定されるため	データ転送ツールの詳細は閲覧資料で提示する旨、仕様書へ記載いたします。
172	意見	O2_要件定義書	16	2	5	イ	1	(サ)A について 貴庁の指定するデータ転送ツールを明確にしてくださいませでしょうか。 また、貴庁指定ツールのインストールができない場合、連携に必要な監視データを貴庁と合意した何らかの形で送付する構成でも問題ないでしょうか。	データ転送ツールについて明示されておらず、見積もりの算定及び、構成の検討ができない状態であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	原文の通りといたします。なお、ご意見の主旨をご提案いただくことは可能です。
173	意見	O2_要件定義書	16	2	5	イ	1	(サ)A について ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。と記載があります。 上記記載の”リアルタイム”について、以下のどちらの意味を示していますでしょうか。 ①貴庁よりデータ要求があった場合にその時点のリアルタイムデータを渡せること ②受注者構築の監視システムより、常時データを送信し続けること。 ②の場合、”リアルタイム”の記載を削除いただくようご検討をお願いできますでしょうか。	要求範囲を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。 また、②は実現不可と考えるため。	①のご認識となりますので、明確となるよう仕様書を修正します。
174	質問	O2_要件定義書	16	2	5	イ	2	コの「通過トラフィックの通信制御や、脅威防御」について、統合管理監視システムがPI等を通じてUTMの上記設定を自動で変更できるようにする、という理解でよいか。	設計のため	デジタル庁が提供するUTMに対し、構築時に適切な設定を実施願います。
175	質問	O2_要件定義書	16	2	5	イ	2	コの「GSS 端末からの VPN 接続などのセキュリティ機能を設定」については、端末とUTM間でVPNを張るための設定をUTMに施すものと想定する。これは統合管理監視システムが関わることはないのではないか。統合管理監視システムがどのように連携することをイメージしているか。	設計のため	デジタル庁が提供するUTM上にVSSYSを準備するので、構築時に適切な設定を実施願います。
176	質問	O2_要件定義書	16	2	5	イ、(コ)	1	PA-5450にセキュリティ機能を設定することとあります。 以下2つのどちらの内容を示していますでしょうか。 ①統合管理監視システムからPA-5450にセキュリティ機能の設定操作ができること ②PA-5450にセキュリティ機能を設定する役割を行うこと	認識にあやまりがないかを確認したいため。	②の対応をお願いします。
177	質問	O2_要件定義書	16	2	5	イ	2	(サ)Aについて、GSS統合監視システムからのAPI Callに対してJSON形式のデータを返答することも要件を満たすと考えてよいか。	機器仕様の確認のため	データ転送ツールの詳細は閲覧資料で提示する旨、仕様書へ記載いたします。
178	質問	O2_要件定義書	16	2	5	イ	2	(サ)Aについて、デジタル庁様がインストールを指定するデータ通信ツールとは何か。	機器仕様の確認のため	データ転送ツールの詳細は閲覧資料で提示する旨、仕様書へ記載いたします。
179	意見	O2_要件定義書	16	2	5	イ	1	(サ)B について 想定ログデータフォーマットを明確にいただけますでしょうか。 また、貴庁指定予定のログフォーマットについて、RFC等で定められている標準化されたフォーマットと認識して問題ないでしょうか。	見積の算定及び、構成の検討ができない状態であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	ご認識の通りです
180	意見	O2_要件定義書	16	2	2.5	イ(サ)A	3	「ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS 統合監視システムに自動で連携すること。」と記載ございますが、デジタル庁指定のデータ転送ツールおよびデジタル庁で整備予定のGSS統合監視システムが不明のため、「また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS 統合監視システムに自動で連携すること。」の仕様記載を削除をご検討よろしくお願います。	要求事項を明確にするため	統合監視システムの詳細は閲覧資料で提示する旨、仕様書へ記載いたします。
181	質問	O2_要件定義書	16	2	2.5	イ(サ)A	1	「ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS 統合監視システムに自動で連携すること。」と記載ございます。デジタル庁の指定するデータ転送ツールは何になりますでしょうか	仕様を明確にするため	データ転送ツールの詳細は閲覧資料で提示する旨、仕様書へ記載いたします。
182	質問	O2_要件定義書	16	2	5	イ-(ケ)	1	【書類上の記載】 故障時に備え、統合管理監視システム内の構成管理情報等のバックアップとリストアが可能であること。故障や災害等に備え、GSSDC 内での冗長構成や GSSDC 間での冗長構成が取れること。 【質問】 「GSSDC 内での冗長構成やGSSDC 間での冗長構成が取れること。」とあるが、GSSDC間で冗長構成をとれば、双方のGSSDCに装置が設置されるため、装置としての冗長性も確保することができます。そのため、GSSDC間で冗長構成を取り、装置としての冗長性も確保される場合は、GSSDC内での冗長構成は必須ではないと捉えてよろしいでしょうか？	要件を明確にするため	ご指摘を踏まえ、記載を修正いたします。迅速な復旧が可能となるご提案をお願いいたします。
183	意見	O2_要件定義書	17	2	6	ク	1	「大規模なレイアウト等変更が発生する場合」との記載がございますが、規模を問わず、レイアウト変更の対応は都度相談とさせていただきます。	作業範囲を明確にしたいため。	できる限り閲覧資料にて提示する予定ですが、レイアウト変更の対応については計画的な対応となるよう協議いたします。
184	質問	O2_要件定義書	17	2	6	キ	1	「配線施工における工数（難度）」について、別紙1に想定難易度を記載しているとの記述がございますが、(ア)～(ウ)の記述と、別紙1の「配線難易度（注2、注3）」とが相違しているように思えます。 配線難易度は、どちらの観点で参考させていただいたら宜しいでしょうか。	配線施工における工数（難度）を明確にするため。	別紙1の「配線難易度（注2、注3）」を要件定義書へ記載します。
185	質問	O2_要件定義書	17	2	6	ク	1	「各拠点のフロアレイアウト等」について、今後、各拠点内のレイアウト等は変更される可能性の記述がございます。 規模が小さくても機器の追加や配線ルートの見直しが発生する場合がありますので、レイアウト変更の際は都度相談とさせていただきますでしょうか。	工事情程を明確にするため。	できる限り閲覧資料にて提示する予定ですが、レイアウト変更の対応については計画的な対応となるよう協議いたします。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答案
186	意見	O2_要件定義書	18	3	1	ア	2	必須要件のみならず、加算項目についても提案時点で提供可能であることを示すエビデンスの提示を条件として追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。	要求事項に対する実現可否の根拠を明確にする必要があると考えるため。	本項にかかるエビデンスについては、必須要件のみで問題ありません。
187	質問	O2_要件定義書	18	3	1	ア、(イ)	1	「EAP-TLSにおけるデバイス向け電子証明書は、SCEPmanにより提供される電子証明書を使用すること。」とありますが、SCEPmanの設定構築（AzureWebApp等）は対象外の認識で宜しいでしょうか。	調達範囲を明確にしたいため。	ご認識の通りです。
188	質問	O2_要件定義書	18	2	1	イ	2	「これらの省庁を相互接続集約ネットワーク機器に取りまとめて構成してもよい。」と記載がございますが、「これらの省庁」とは具体的にどの省庁を指しておりますでしょうか。複数省庁で相互接続集約ネットワーク機器を共用しても良いという解釈でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にしたいため。	誤記ですので「これらの省庁を相互接続集約ネットワーク機器に取りまとめて構成してもよい。」を削除します。
189	質問	O2_要件定義書	19	3	2		2	保守体制について、貴庁から弊社への障害状況に関するお問い合わせは、各拠点の職員様からご連絡いただく形ではなく、貴庁担当部署にて一元的にお取りまとめたいたうえで弊社の窓口にご連絡をいただくフローを想定してよいのか。	役割分担のため	デジタル庁から事業者への障害に関する連絡は、当庁ヘルプデスクで一元的にとりまとめて連絡します。
190	質問	O2_要件定義書	19	3	2		2	障害の発生した機器を代替機に交換する作業等に際して各拠点に入館する場合、現地のご担当者様とのコミュニケーションが必要になることが想定される。運用設計時には現地のご担当者様のお名前や連絡先等を、運用時には異動時には後任者の情報等を、デジタル庁様から事業者へ伝達いただける理解でよいのか。	役割分担のため	各拠点の現地担当者情報はデジタル庁から事業者へお伝えします。
191	質問	O2_要件定義書	19	3	3.2	-	1	保守サービスの提供はデジタル庁様からの依頼で行うのか、受注者の判断で行うのかどちらでしょうか。	対象機器を監視し、異常検出時はデジタル庁様にエスカレーションすることになっているが、どちらが保守サービスの提供を判断するのか不明	要件定義書 保守監視等について を参照願います。
192	質問	O2_要件定義書	19	3	3.2	-	1	保守サービスを提供するのに必要な予備品等の保守部材は受注者またはデジタル庁様の資産でしょうか。また、設置場所や設置する必要の判断基準もご教示ください。	保守部材に関する詳細が不明だったため。	要件定義書 保守監視等について を参照願います。
193	質問	O2_要件定義書	20	4	3	-	1	「設備現状や工事」について、電源の増設や改修が必要となる場合の記述がございます。各拠点の電源仕様が示されていないため工事工数の算出が難しいと考えており、貴庁にて準備いただける電源容量の上限を提示いただけないでしょうか。	仕様を明確化するため。	閲覧資料においてご確認ください。
194	質問	O2_要件定義書	20	4	3	-	1	「設備現状や工事」について、電源の増設や改修が必要となる場合の記述がございますが、各拠点の電源仕様が示されていないため、工事工数の算出が難しいと考えております。公告時に各拠点で使用可能な電源の位置など電源仕様の情報開示をいただけないでしょうか。	各拠点の工事工数を明確にし費用の算出するため。	閲覧資料においてご確認ください。
195	質問	O2_要件定義書	20	4	4		2	支援業務にあたり、設定変更や検証等に際して要件の設定及び他事業者との連携が必要な場合の全体統括はデジタル庁様が担当される理解でよいのか。	役割分担のため	デジタル庁が窓口となって調整します。
196	質問	O2_要件定義書	20	4	3	-	2	有線LAN部を構成する機器は拠点によって、共用スペース（執務室やサーバ室・EPS室・MDF室等）に設置するケースがあると理解しております。その場合、他部署との調整や電源使用可否の判断が必要となる認識ですが、貴庁にて電源確保の対応及び電源設備を提供いただける認識でよいでしょうか。また、指定事業者等に作業を再委託する必要がある可能性があるとのことですが、事前に指定事業者について情報提供いただくことは可能でしょうか。指定事業者は、貴庁と直接契約を締結し、貴庁より日程調整・作業指示等実施いただける認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にしたいため。	共用スペースにおける各種調整は、デジタル庁にて実施いたします。指定事業者の有無については、本公告後に閲覧資料を御確認下さい。なお、指定事業者については、受注者が直接契約することを想定しています。
197	質問	O2_要件定義書	20	4	3	-	2	「コア抜き・防火壁への穴開け等」は建業法対象となる作業と認識しております。建業法対象の工事を実施する場合、技術者の配置、その他指定の情報きんた資料の提出のご対応がございますが、建業法対象工事を含む工事として発注という認識でよろしいでしょうか。	作業項目を明確にし、積算を行うため。	7.9カ 法律・規格への準拠の(ウ)の記載に適合した工事として対応してください。
198	質問	O2_要件定義書	21	4	6	-	1	運用事業者の引継ぎ期間については、'01調達仕様書 図2 調達作業スケジュールにおけるLAN・AP設置工事後（令和7年2月末）からGSSへの移行完了（令和8年7月中旬）の間だと理解しておりますが、合っておりますでしょうか。	運用事業者へ引継ぎが必要な時期を把握するため。	運用開始前までに引継ぎが必要となりますので、適切に対応願います。なお、調達仕様書の図2スケジュール及び1.4項の調達の範囲へ引継ぎ期間を追記いたしました。
199	意見	O2_要件定義書	22	(付録A)	イ	-	4	別紙1に専用線暗号化の該当拠点がいないため、正しい情報があればご提供いただきたいです。	作業工数に影響があるため。	本調達において、現時点で対象となる拠点はございません。
200	質問	O2_要件定義書	22	付録A	イ	-	1	「専用網サービス」について、地方集約点への通信路を暗号化しなければならない場合は、別紙1 拠点一覧に暗号化要と記載するとございますが、対象となる拠点が記されておりました。入札公告時には別紙1 拠点一覧にて対象拠点明示頂けますでしょうか。	通信路を暗号化しなければならない拠点を明確化するため。	本調達において、現時点で対象となる拠点はございません。
201	質問	O2_要件定義書	22	付録A	イ	-	1	「専用網サービス」について、地方集約点への通信路を暗号化しなければならない場合は、別紙1 拠点一覧に暗号化要と記載ございますが、対象となる拠点が記されておりました。地方集約点の設置機器は今回の調達対象ではないと考えています。異なるメーカー間での暗号化通信になることが想定されますので、地方集約点側機器の調達事業者が有する検証環境を用いての接続確認に協力を頂けますでしょうか。また、必要に応じ設定変更に応じて頂けますでしょうか。	拠点からの通信の確実性の担保と責任分界点を明確にするため	本調達において、現時点で対象となる拠点はございません。
202	質問	O2_要件定義書	22		A	イ	2	「地方集約点への通信路を暗号化しなければならない場合」は本調達にて存在しないか。（拠点一覧の「専用線暗号化」列より）	設計のため	本調達において、現時点で対象となる拠点はございません。
203	質問	O2_要件定義書	22				2	「全国網サービスの利用にあたっては、フレッツ光への申し込み作業などの、当該サービスの利用開始等に関する下図①～⑤の申し込み手続きについては、本調達内で行うものとする」とあるが、受注事業者は③、⑤のみを実施する認識で合うか（①、②、④は貴庁にて実施）。また、各府省側の窓口（受注事業者とやりとりをされる方）は、「府省等作業、調整担当者」のいずれになるか。	要件を正確に把握するため。	GSS運用担当者の対応としている図中の①②④についても、本調達においては受注者の対応として考えていますので、明確となるよう仕様書を修正する。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答案
204	質問	02_要件定義書	22	付録A	ア		1	【書類上の記載】 専用網サービスは、デジタル庁が日本国内9か所に整備する地方集約点とGSSDCを広帯域かつ冗長経路で構成された高信頼性ネットワークとなっている。そして、この地方集約点から省庁等の拠点間を専用線、シェアードイーターサービス等の何れかのレイヤー2サービスにて結んでいる。別紙1の回線種別に専用網と記載がある拠点は、デジタル庁が別途調達した専用網サービスを利用する。 専用網サービスにおいて、地方集約点への通信路を暗号化しなければならない場合は、別紙1に暗号化要と記載しており、この場合は、省内ネットワークサービスの基幹部は、MacSec暗号化(cipher 스위트 AES128bit又は、256bit)にて、地方集約点と拠点間を暗号化しなければならない。 【質問】 基幹部でMacSecを使用する旨が記載されている箇所について、MacSec暗号化は、専用網サービスが専用線、シェアードイーターサービス双方の時に利用できる機器を選定する必要があるか？また、この場合、MacSecを終端する機器は、専用線サービス網内で提供されるという認識でよいのか？	要件を明確にするため	本調達において、現時点で専用線暗号化の対象となる拠点はございません。
205	質問	02_要件定義書	22	(付録A)	ア	-	2	複数省庁が入居する拠点において、専用線やフレッツ回線を共用する予定があれば記載いただけないでしょうか。	作業工数を明確にしたいため。	閲覧資料にて提供いたします。
206	意見	02_要件定義書	22	(付録A)	イ	-	4	地方集約点の機器は本調達範囲外と認識しております。 地方集約点側の機種によっては、設計内容に影響を及ぼす可能性があるため、入札の公告時には、地方集約点側の機器の機種情報を共有いただけますか。 また、接続検証作業や地方集約点側の機器の設定変更が必要になった際には、地方集約点の機器調達業者様にもご協力をお願いいたします。	調達範囲を明確にしたいため。 品質向上に繋がるため。	対象拠点は閲覧資料で提示いたします。
207	意見	02_要件定義書	22	(付録A)	オ	(イ)	1	仕様書内の「19インチラック32U」の空間要件については、1ラックごとの要件であり、複数ラックを用いることができる認識でよろしいでしょうか。 また、空間要件もしくは電源要件を満たせない場合、ISMAP認定クラウドの利用を許容いただけないでしょうか。	調達範囲を明確にしたいため。	機器は、デジタル庁が指定するラック（1ラック）に収容すること、想定機器の定格等について事前に情報を提供いただきたい。
208	意見	02_要件定義書	23	付録A	-	オ(イ)C	1	【02_別添資料1. 要件定義書 に記載の文言】 (イ) TYO2における利用可能な空間・電源・空調要件は、以下の通りである。 A 電源：交流100V又は200V 50Hz（1500W）を2回路 B（電圧については、両電圧で提供されるが、可能な限り200V/100V対応機器を調達し、契約後の当庁からの電力要件に応じて100V/200Vを選択し、対応できるようにすること） C 空間：19インチラック 32U空間、奥行き900mm ケージナット仕様 D 空調：上記電源を通信機器等において消費した場合における発熱を回収できるに十分な空調 【上記に対する意見】 仮想基盤については運用面を考慮し、オンプレミスでの提案を検討しているが、Cの要求空間に収納が不可となり、電源/設備の増強工事が必要と判明した場合は事業者負担でおこなうこととさせていただくことは可能でしょうか。	1. 要求空間に収納が不可となり、物理機器削減目的でクラウド基盤上に構築となった場合、基盤障害が発生した際にはクラウド事業者側の対応となるため、障害復旧時のコントロールが難しくなると考えております。障害復旧を考慮した運用を行うには、オンプレミスでの構築を行うことが望ましいと考えております。 2. 調達範囲を明確にするため。	ご提案の対応は可能です。 ただし、仕様書に記載のあるよう「合理的に必要と示すことができる機器」の提案が事前に必要となります。
209	質問	02_要件定義書	23				2	「OSA2は、受注者が、機器を設置するに必要なハウジング等を提案に含めなければならない。当該ハウジング環境の提案に際しては、OSA2においてデジタル庁が提携する事業者に相談を行うことができる。なお、ハウジングスペースのコストや電気代は受注者の負担となる。」とあるが、貴庁が提携する事業者へはいつから相談を行うことができるか。	見積金額に影響するため。	対象拠点は閲覧資料で提示いたします。
210	質問	02_要件定義書	-	-	-	-	1	GSSとの接続仕様（レイヤ2、レイヤ3情報（ルーティング含む）等）は、別途提供される認識でよいでしょうか。 または、閲覧資料等で確認可能な認識で相違ないでしょうか。	GSSの接続仕様に関する情報が記載なかったため、どのように接続するか、提案する上で必要ため。	01_調達仕様書の「1.4 調達の範囲」を参照願います。
211	質問	02_要件定義書	-	-	-	-	1	仕様書/要件定義書内では今回構築する省内のネットワーク構成要件の記載を確認できませんでした。ネットワーク構成については、別途、閲覧資料等で確認することで認識に相違はないでしょうか。	GSSの接続仕様に関する情報が記載なかったため、どのように接続するか、提案する上で必要ため。	閲覧資料にてご確認願います
212	質問	02_要件定義書	-	-	-	-	1	省内の端末等を保護するためのセキュリティ対策機能はGSS側で提供されるという認識で相違ないでしょうか。	機器構成を明確にしたいため。	GSS端末のセキュリティについては、GSS側にて担保します。
213	質問	02_要件定義書	-	-	-	-	1	別紙1拠点一覧では、機器の台数は記載されていますが、機器の仕様が不明なため各拠点の機器仕様は、別途設計書閲覧等で確認できる認識でよろしいでしょうか。	現行と同等性能の機器を準備し、導入後の業務影響のない機器を提案したいため。	要件定義書 を参照願います。
214	意見	03_拠点一覧	1	-	-	-	1	「想定個別システム接続ポート数」について記載がありませんでしたので、公告時には別紙1_拠点一覧に記載頂けないでしょうか。	作業範囲を明確化したいため	別紙1_拠点一覧に記載します。
215	質問	03_拠点一覧	1				2	想定回線(正)/(副)列において、「GSS-NW」と「専用線」と記載されている拠点の違いとして、網サービスへの接続のために、各々の場合において要件定義書P.3の図1でいう「拠点ゲート機器」「オーバーレイ拠点機器」のどちらを用いるのか。その他、設計に際して区別するべき点はあるか。	設計・調達範囲の確認のため	図1を差し替えたのでご確認ください。
216	質問	03_拠点一覧	9	2	4	イ	2	VNEとフレッツにおいて、調達が必要となる機器や設計上の違いはない理解でよいのか。	設計のため	特に違いはありません。
217	意見	03_拠点一覧	-	-	-	-	4	既存GW機器の接続先情報（設置フロア、接続先/F種別）の分かる資料を資料閲覧時に確認させていただきたい。	より詳細に内容を把握して積算に役立てたいため	閲覧資料で提示します。
218	意見	03_拠点一覧	-	-	-	-	4	利用可能な分電盤位置、回路番号とともにご準備いただける電源容量の上限について、資料閲覧時に確認させていただきたい。	より詳細に内容を把握して積算に役立てたいため	閲覧資料で提示します。
219	意見	03_拠点一覧	-	-	-	-	4	有線LANの位置について、資料閲覧時に確認させていただきたい。	より詳細に内容を把握して積算に役立てたいため	閲覧資料で提示します。
220	質問	03_拠点一覧	-	-	-	-	2	中部経済産業局については、（新）（旧）の記載がございますが、本工事については、（新）のみ実施する認識でよろしいでしょうか。 （新）の拠点規模の記載がございませんが、（旧）と同数と考えてよろしいでしょうか。	仕様を明確化したいため。	新庁舎の工事が遅延することも想定しております。 中部経済産業局の拠点規模等につきましては、更新した03_拠点一覧及び閲覧資料にてご確認ください。
221	意見	03_拠点一覧	-	-	-	-	4	「想定個別システム接続ポート数」について未記載となっておりますので、正しい情報がございましたら記載いただきたいと思います。	調達範囲を明確にしたいため。	03_拠点一覧をご確認ください。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答案
222	質問	O4_SLA項目一覧	7	2	4		2	「表1-5 SLAの測定方法と測定条件」の3「復旧時間」の「代替機交換による復旧時間」について、GW機器等設置拠点と地方拠点は拠点一覧のどの列を確認すると把握可能か。「既設GW拠点」列に○がついている拠点がGW機器等設置拠点、ついていない拠点が地方拠点か。	監視体制の整備のため	仕様書にてご確認ください。
223	意見	O5_成果物一覧	2	1	12		3	テスト計画書は設計工程開始時ではなく設計工程終了時の提出とすることは可能か。	テストの対象となる機能や合格基準は、本調達にて利用する機器の設計工程にて、利用する機能などを設計する中で明らかになることが想定されるため。	設計後の場合、選定機種によりテスト要件が絞られる可能性が生じるため、前提となるテスト内容を整理いただいてから設計に入る方が妥当と考えますので、原案の通りとします。